

第2期指宿市教育振興基本計画（案）

（後期計画）

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

指宿市教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の教育振興基本計画及び県の教育振興基本計画を参酌するとともに、本市の活性化と発展に向け、総合的かつ計画的なまちづくりの指針を示した「第二次指宿市総合振興計画」を踏まえ、令和2年3月に令和3年度から令和7年度までの5年間に取り組む施策を示した「第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）」を策定しました。

この計画に基づいて、学校・家庭・地域・企業等が連携・協働し、相互の力を結集して、児童生徒の学力向上やいじめ、不登校等への対応、高等学校の活性化、学校再編や小中一貫教育を展望した望ましい学校環境づくりなど、本市の取り組むべき課題の解決や、新しい時代に対応した教育の推進に向けて取り組んできました。

国においては、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング^{※1}の向上」を掲げ、5つの基本的な方針を定めた第4期「教育振興基本計画」を、令和5年6月に策定されました。

また、県においては、社会情勢の変化に対応するとともに、国の第4期計画の内容を参酌し、令和6年2月に、第4期「鹿児島県教育振興基本計画」を策定されました。

市教育委員会においては、このような国・県の動向や現在の子どもたちを取り巻く諸情勢、また、第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）による取組の成果と課題を踏まえながら、中長期的展望に立って引き続き本市の実情に応じた教育行政を推進するため、令和8年度から令和12年度までの5年間に取り組むべき施策などについて示した「第2期指宿市教育振興基本計画（後期計画）」を策定しました。

2 計画の基本的な考え方

この計画は、市の前期計画に示された令和3年度以降の10年後を見据えた本市教育の目指す姿に基づく、後半5年間に取り組む具体的な施策を体系化して示します。

計画の体系は、「計画策定の趣旨」、「本市の教育の現況」、「目指す教育の姿」、「今後5年間に計画的に取り組む施策」、「施策の計画的推進のために」とし、特に、子どもたちの有する能力を伸ばし、社会において自立的に生きる基礎を培い、また、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことに重点を置いた計画とします。基本的な資質を養うことに重点を置いた計画とします。

第2章 本市の教育の現況

1 児童生徒の学力及び体力

本市の小中学生の学力については、国が実施した令和7年度全国学力・学習状況調査の結果において、6教科中（小学校：国語・算数・理科，中学校：国語・数学・理科）中学校数学のみ県平均と同等の結果となり、他の5教科は県平均をやや下回っている状況です。

今後とも、知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けさせることに加え、学びに向かう力、人間性等を育成することが必要です。

児童生徒の学力向上には、「主体的・対話的で深い学び」が求められています。そのためには、教員の指導力の向上が必要であり、様々な施策を通じて、教員が教え込む授業から、児童生徒が自ら考え、自ら学ぶ「学習者主体の授業」への転換などに取り組んでいるところです。

同調査の「これまでに受けた授業でPC・タブレットなどのICT^{※15}機器を、どの程度使用しましたか。」の項目において、ほぼ毎日と回答した割合は、小学校56.2%、中学校23.0%と全国平均及び県平均を下回る低い結果となっています。

また、「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどのくらいの時間、勉強をしていますか。」の項目において、1時間より少ないと回答した割合は、小学校37.6%、中学校41.7%であり、その中でも全くしないという割合は、小学校3.3%、中学校7.5%という結果となっています。

このことから、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や家庭学習と連動した授業づくりなど、学校・家庭・地域が一体となった学力向上への取組が課題となっています。

多くの児童生徒は、社会参画に対する関心・意欲やボランティアへの意識が高く、人の役に立ちたいという思いをもち、将来の夢や目標を描き、前向きに取り組んでいます。このような本市の児童生徒のよさを認めるとともに、学力向上については、学習指導要領に示されている資質・能力の三つの柱をバランスよく育成することが肝要です。子どもは本来有能な学び手であるという原点に立ち返り、「学習者主体の授業」への取組を進めつつ、基礎基本の確実な定着のため、教えるべきことはしっかりと教えるというバランスの取れた学習指導を目指します。

高校においては、生徒の将来の夢や進路希望を実現するため、進学や就職に対応できる学力の向上が求められます。

なお、国は、社会構造が急速にかつ大きく変革する中であって、多様な人々と協力しながら主体性をもって人生を切り拓いていく力が重要であり、こうした資質・能力を育むことができるよう、高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の三位一体の改革を目指す、高大接続改革を行っています。

この改革では、十分な知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度という、いわゆる学力の三要素を特に重視して育成することとされています。

そのために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることが求められています。

児童生徒の体力・運動能力については、近年、生活環境の変化による運動量や屋外で体を動かす機会の減少により、本市でも体力の二極化への対応が課題となっています。また、令和6年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果によると、本市の学校の中には、児童生徒の体力合計点が、全国や県と比較して同等かやや低い状況にある学校もあるため、各学校の実態に合わせた取組を効果的に実践することが必要です。児童生徒の体力は、生涯にわたって健康で活力ある生活を営む基礎となるものであり、体力・運動能力の向上は本市における重要な課

題です。

これらの課題解決のためには、家庭や地域と連携して、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の定着に努める必要があります。また、学校では、体育・保健体育の授業を中核として、運動する楽しさや喜びを味わわせたり、体力・運動能力、技能を向上させる取組を進めるとともに、「一校一運動」や「体力アップ！チャレンジかごしま」^{※10}、「一家庭一運動」等への積極的な取組を推進することも重要です。

2 生徒指導

近年、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、全国的にも、いじめの重大事態や児童生徒の自殺者数の増加傾向が続いており、極めて憂慮すべき状況にあります。

生徒指導上の課題が深刻になる中、子どもたちの命を守ることが重要であり、全ての子どもたちにとって、学校が安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう、学校関係者が一丸となって取り組まなければなりません。

また、様々な課題を抱える児童生徒の不安や悩みに適切に対応できるよう、スクールカウンセラー^{※3}、スクールソーシャルワーカー^{※4}等の専門家を含めた校内相談体制に加え、関係機関等と連携した支援を行うことが重要です。

本市の市立小中学校における不登校については、令和6年度生徒指導に関する月例報告では、小学生51人、中学生86人となっています。不登校の要因は一様ではなく、無気力や不安といった本人に関する要因や、学校における人間関係、家庭に関することなどが複雑に関連しているとされており、個々の児童生徒の実態や心情に寄り添った丁寧な対応が必要であると考えています。

不登校児童生徒に対しては、一人一人の状況に応じた個別支援計画をもとに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用しながら、家庭や関係機関等と連携した継続的な支援を行う必要があります。

本市の市立小中学校におけるいじめについては、令和6年度生徒指導に関する月例報告によると、認知件数は小学校59件、中学校33件となっており、年々増加傾向にあることから、引き続き、喫緊の課題であると考えています。

いじめはどの学校・学級でも起こりうる重大な問題であるにとらえ、今後とも全ての学校が、家庭や地域との積極的な連携を強め、「一件でも多く発見し、それらを解消する。」という基本認識のもと、積極的ないじめの認知といじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

併せて、学校においては、いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけを行うことが求められます。

自殺については、「SOSの出し方に関する教育」等の自殺予防教育の充実や職員向けの研修の充実が求められています。

スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴う、ネット依存やSNS^{※31}の利用によるトラブルなどの課題について、児童生徒が被害者及び加害者とならないよう、情報モラルの教育を徹底するなどの対応が必要です。

3 保健・安全

生活様式や生活環境の著しい変化は、児童生徒の心身に様々な影響を及ぼしており、生活習慣や食習慣の乱れ、う歯（むし歯）や視力低下、体力の低下や運動する機会の減少など、児童生徒の現代的健康課題は、多様化・複雑化の傾向にあります。

このような状況の中、健やかな体の育成を図るためには、学校保健の充実などを行うことが重要となります。

食育については、市内のすべての小中学校で食に関する指導計画を作成し、栄養教諭が他の教職員と連携・調整して、食に関する指導を行っています。

学校給食においては、全国学校給食週間に合わせて、毎年1月に「学校給食週間」を設定し、地場産物を活用した給食を提供したり、学校の計画に基づき、生産者・調理員・栄養教諭による食に関する指導と交流給食を実施しています。

また、地場産物の積極的な活用を推進するため、毎月19日の「食育の日」を含む前後に「指宿『旬』野菜の日」を設けて、地元産の旬の食材を活用した給食を提供しています。さらに、各学校で6月の「食育月間」や19日の「食育の日」に、食に関する取組を実践しています。

学校における歯と口の健康づくりは、教育活動の一環として行われており、児童生徒の生涯にわたる健康づくりの基盤を形成するものであり、心身ともに健全な国民の育成につながる重要な活動となっています。

本市におけるむし歯のない児童生徒の割合は、年々増加傾向にあるものの、全国平均と比較すると依然として低い傾向にあります。また、歯肉に炎症所見を有する児童生徒（中1，高1）の割合も全国平均と比較すると高く、むし歯予防対策と併せて取組を推進する必要があるとところです。

これらの児童生徒の様々な健康課題等に適切に対応するためには、学校医等が参加する学校保健委員会等を通して、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった取組を推進する必要があります。

安全・安心な教育環境の整備については、近年、学校に不審者が侵入して児童生徒や教職員の安全を脅かす事件や通学路で児童生徒に危害を加える事件が発生し、大きな社会問題となっています。また、児童生徒の交通事故や水難事故も発生しています。

本市では、各学校区において、登下校時に、スクールガード^{*29}や防犯ボランティアによる見守り活動が行われるなど、見守り体制の確立が図られてきていますが、今後も地域ぐるみによる安全確保に更に努めていく必要があります。

また、学校や通学路では、登下校中の交通事故や地震・風水害等の自然災害、学校内外での不審者による事故など様々な事案が発生しています。各学校において、実践的な安全教育・安全管理等を推進できるよう、防災・防犯・交通安全教室において職員向けの研修の充実を図っていく必要があります。

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことなどから、その安全・安心を確保することなどが極めて重要であり、定期的な安全点検や日常の点検などをより効果的・継続的に実施することが求められています。

4 特別支援教育^{※11}

特別支援教育においては、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システム^{※37}の理念を構築することを旨として行われること、障害者差別解消法や医療的ケア児支援法等の改正・成立等も踏まえ、全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境を整備することが重要です。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

現在、少子化による学齢期の児童生徒数が減少しているにもかかわらず、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子どもの就学先決定の仕組みに関する制度の改正等に伴い、本市においては、特別支援学級に在籍する児童生徒が、この10年間で3.5倍になり、通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒も年々増加傾向にあります。このことから、これらの児童生徒に対する正しい理解・認識と円滑な就学手続の推進を図るとともに、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を推進する必要があります。

また、福祉等の関係機関との連携や個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用により、就学前から学校卒業後までの一貫した切れ目ない支援体制の整備を図るとともに、特別支援教育支援員の配置、市教育支援委員会の充実、指宿市地域自立支援協議会（こども支援部会）や県立指宿特別支援学校等との連携を一層図っていくことが求められています。

5 幼児教育

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学校教育の始まりとして、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを目的としています。小学校学習指導要領においても、幼児教育と小学校教育との円滑な接続が重視されているところです。また、幼児教育と小学校教育の接続については、令和5年に、文部科学省が、審議のまとめとなる「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」を公表したことを受け、令和7年3月に、鹿児島県教育委員会によって「鹿児島県幼保小接続ガイドライン～幼児教育と小学校教育をつなぐ～」が作成されたところです。

現在、本市においては、生活科の授業を中心とした幼児と児童との交流が積極的に行われているとともに、年度末には入学予定の年長児についての連絡会等も実施されています。その一方で、幼児教育施設と小学校の教職員が協働しながら教育内容のつながりを踏まえたカリキュラムを作成するといった、幼保小の架け橋プログラム^{*51}の実施については課題が見られています。

そこで、両者の教育の質を高めるために、両者が抱える教育上の課題を共有しながら、解決のために協働する体制を作る必要があります。具体的には、幼保小合同で「授業参観・保育参観を通じた研修会」や「子ども理解のための連絡会」等の日常的な連携を基盤としながら、発達段階の連続性を踏まえ、協働による教育課程の編成・実施を推進することが求められています。

6 児童生徒数の変化

児童生徒数は過去5年間で約280人減少しており、今後5年間ではさらに約490人の減少が予測されています。少子化の加速は本市においても例外ではなく、児童生徒数の減少も避けられない課題であります。

児童生徒数の推移

(単位：人)

学校名	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
指宿小学校	294	286	272	254	248	224	215	193	169	156
魚見小学校	105	103	101	93	94	89	93	98	86	82
柳田小学校	372	388	382	378	377	363	356	363	344	340
丹波小学校	525	511	505	482	485	470	441	429	424	396
今和泉小学校	79	80	79	73	71	63	51	44	37	33
池田小学校	30	24	21	24	23	23	20	18	17	16
山川小学校	360	335	323	311	278	252	245	225	207	187
開聞小学校	132	120	117	120	109	112	98	102	87	78
川尻小学校	42	39	36	31	30	30	28	30	26	28
児童数	1,939	1,886	1,836	1,766	1,715	1,626	1,547	1,502	1,397	1,316
北指宿中学校	296	299	303	293	288	296	西指宿中学校との統合後			
							329	350	327	310
南指宿中学校	335	316	309	328	334	343	344	350	341	329
西指宿中学校	60	61	59	49	40	38	(北指宿中学校と統合)			
山川中学校	205	207	200	185	185	184	170	151	137	138
開聞中学校	100	95	94	90	89	81	80	65	72	69
生徒数	996	978	965	945	936	942	923	916	877	846

※令和7年度までは、各年の5月1日現在の人数

※令和8年度以降は、令和7年5月1日現在の人数（見込み）

7 生涯学習の推進

現在、少子高齢化や核家族化、情報化、科学技術の進歩など、社会環境が大きく変化しています。

また、余暇時間の増大と生活水準の向上に伴い、人々のライフスタイルや価値観が多様化し、ゆとりや生きがいなど精神的な豊かさを求める声が強くなっており、市民の生涯学習に対する関心も高まっています。

本市では教育基本法第3条（生涯学習の理念）^{※24}の規定を踏まえ、これまで中央・校区公民館や市立図書館、博物館、市民会館等を生涯学習の拠点とし、生涯学習講座をはじめ、公民館講座やひとつづくり出前講座、指宿まるごと博物館^{※2}講座⁵等を開設してきました。

今後も、市民のニーズを的確に把握し、より多くの市民がそれぞれのライフステージに応じた学習活動に取り組めるような環境づくりを進め、「いつでも・どこでも・だれでも」学び続けられるよう生涯学習社会の実現を目指し、市民一人一人が生涯にわたって自ら意欲を持って学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映されるよう、市民と行政が一体となり、生涯学習推進体制の充実を図る必要があります。

また、中央・校区公民館や市立図書館、博物館など、既存施設の連携を強め、更なる利用促進を図るとともに、指導者の育成や地域資源の発掘・活用などに努め、市民が主体的に生涯学習活動に取り組むことができる環境づくりを進める必要があります。

さらに、自発的に学び・企画し・実践する市民の育成を図るため、子ども会育成連絡協議会やPTA連合会、地域女性団体連絡協議会などの社会教育団体に対して効果的な指導助言や支援を行いながら、団体の機能強化を推進していく必要があります。

8 スポーツの振興

余暇時間の増大や健康志向の高まり、生きがいを求める人々の増加を背景に、スポーツ・レクリエーション（以下「スポーツ」という。）活動に関心を持つ人が増えています。スポーツは健康の保持・増進のほか、生きがいづくりや仲間同士のふれあい・交流を深めることができるものであり、明るく豊かで活気に満ちた生活を送るうえで大変重要なものになっています。

本市では、スポーツフェスタいぶすきなどの市民参加型のスポーツ大会を開催し、市民の体力・健康づくりと親睦の場を提供しています。

さらに、総合型地域スポーツクラブでは、子どもから高齢者まで幅広い年代の人たちが、種目にとらわれず、自分の体力や年齢にあったスポーツを楽しんでいます。

しかし、近年の市民のスポーツ実施率は低く、特に成人、子育て世代に見られる傾向として、スポーツは好きなのに、忙しいことや機会に恵まれないなどの理由で実践していない市民が多いのが実情です。

市民の健康づくりのために、スポーツの果たす役割は大きいことから、今後も関係団体との連携を強化しながら、指導者の育成やスポーツクラブの活動促進、施設の計画的な整備・改修に努めるなど、誰もが生涯を通じてスポーツに親しむことができる環境づくりを進めていく必要があります。

第2章 本市の教育の現況

また、本市ではスポーツを通して、健康増進だけでなく、市外からの交流人口の拡大を図り、人口減少対策の一端を担うための施策に取り組み、大会・合宿の誘致と誘客推進活動を行っています。

スポーツ大会・合宿ニーズの情報取得から実施まで途切れない体制を整え、本市の魅力について、デジタルを活用した情報発信を強化していく必要があります。

第3章 目指す教育の姿

基本理念：「心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造」

- 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す市民
- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民

市の発展の礎は、郷土の未来を担う青少年の育成にあります。

そのため、青少年が変化の激しい社会に的確に対応できるように、学校・家庭・地域が役割分担をこれまで以上に自覚し、それぞれが連携して、地域全体で心豊かで健やかな青少年を育てていくことが重要です。

これまで、それぞれの地域で育まれた良き教育的風土を大切にしながら「まちづくりは人づくり」という信念や、「地域の子どもは地域ぐるみで育てる」という気風の確立に努めながら、青少年育成の各種事業を実践し、園児・児童・生徒が楽しく安心して学べる環境の整備・充実に努めてきました。

本市では、これらの教育的資源を活用しながら、令和3年3月に指宿市教育大綱を見直すとともに、第2期指宿市教育振興基本計画を策定し、今後の本市の教育を進めるに当たっての基本理念を「心の豊かさや生きがいを求める活力ある指宿市の教育と文化の創造」、目指す市民像を「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す市民」、「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民」と設定し、第二次指宿市総合振興計画の教育文化の基本目標である「郷土を愛し未来を拓くこころ豊かな人材を育むまち」を実現するため、取組を進めてきました。

これらの基本理念及び目指す市民像を引き継ぎつつ、社会状況や第2期指宿市教育振興基本計画（前期計画）による取組の成果や課題を踏まえながら、本市の教育の取組における視点や施策の方向性を設定し、具体的な施策を体系化することとします。

○ 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す市民

将来の予測が困難な時代において、持続可能な社会を維持・発展させていくためには、学び続ける人材の育成が求められています。そのためには、学習者を主体として、他者との協働や課題解決型学習などを通じ、深い学習を体験し、自ら思考することを重視する考え方は、初等中等教育のみならず、生涯学習や社会教育においても重要です。

また、子どもたちは、社会生活を送る上で、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、物事を成し遂げる力、公共の精神などを身に付ける必要があります。

特に、本市の子どもたちは、本県の状況と同様に、自己肯定感が低いことが学力等調査で明らか

第3章 目指す教育の姿

かになっていることから、これを高めていく必要があります。

さらに、体力は人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わっています。一人一人が、充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたってスポーツに親しむ習慣や体力・運動能力を身に付けさせるとともに、心身の健康づくりに必要な知識、習慣も身に付けさせる必要があります。

これらのことを踏まえ、一人一人が自分のよさや可能性を認識し、個々の状況に応じて知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、そのよさやもてる力を発揮し、多様な人々と協働しながら生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す市民の育成を目指します。

○ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民

国際化が一層進展する社会の中で、グローバルな立場から社会の持続的な発展を生み出し、地球規模の諸課題を自らに関わる問題として捉え、世界を舞台に国際的なルール形成をリードしたり、社会経済的な課題解決に参画したりするグローバル・リーダーや、国際的な視点をもって地域社会の活性化を担う人材の育成を推進して いく必要があります。

そのためには、日本や外国の文化を理解し、郷土への愛着や誇りを持ちつつ、国際的な視野で活躍するための資質・能力の育成が求められており、国際的な交流活動の推進や外国語教育の充実、国際理解教育の推進などを図っていく必要があります。

さらに、個人の自発的意思に基づいて行うことを基本とし、教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図る学習は、長寿化が進展する人生100年時代において、誰もが幸せや豊かさを感じられる社会の実現につながる重要な意義を有するものであります。そのためには、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合いながら年齢を問わず学び続けことができる教育環境を整備していくことが必要となります。

これらを踏まえ、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、誰一人取り残されず、相互に多様性を認め高め合いながら、年齢を問わず学び続け、これからの社会づくりに貢献できる市民の育成を目指します。

第4章 今後5年間に計画的に取り組む施策

1 本市教育の取組における視点

国が示す教育の総括的な基本方針である「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング^{*1}の向上」を踏まえ、第三次指宿市総合振興計画の教育文化の基本目標である「郷土の歴史と文化を愛し心豊かな人材のまち」の実現に向けて、次の視点から施策の推進を図ります。

(1) 時代を超えて変わらない価値のあるものの尊重

教育には、「不易（時代を超えて変わらない価値のあるもの）」と「流行（時代の変化とともに変えていく必要があるもの）」があると言われています。個人の尊重、自律心と責任感、他人を思いやる心、公共の精神、規範意識、伝統や文化を大切にする心、幅広い教養や健やかな体などの豊かな人間性は、いつの時代の教育でも大切に育んでいかなければならないもの（不易）であり、施策の推進に当たって重要視されるものです。

(2) 社会の変化に対応し、夢や希望を実現する能力の育成

これからの時代は、社会の変化にいかに対処していくかという受け身の観点に立つのであれば難しい時代になると言われています。社会の変化を前向きに受け止め、デジタル化が進展する中であっても、人間ならではの感性を働かせて、社会や人生、生活をより豊かなものにする必要（「流行」）があります。

そのためには、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、未来の社会の創り手になることができるよう、その資質・能力を育成していきます。

とりわけ、人工知能（AI）、ビッグデータ^{*49}等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0^{*50}においては、「主体性」「リーダーシップ」「創造力」「課題設定・解決能力」「論理的思考力」「表現力」「チームワーク」等の資質・能力を備えた人材が期待されています。また、誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会の創り手となるためには、「協働性」「利他性」「多様性への理解」「社会貢献意識」「自己肯定感」「社会的情動スキル」「非認知能力」を育成する視点も重要となります。

一方、一人一人が幸せや生きがいを感じることができるようにするためには、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す学びを、学校をはじめとする教育機関の日常の教育活動に取り入れていく必要があります。

特に、子どもたちが幸せや生きがいを感じられるためには、学校教育を担う教師が、保護者や地域との信頼関係を築くことができ、心理的安全性が保たれ、よい労働環境にあることが大切です。

さらに、中山間地域等の地理的条件にかかわらず、どこでも充実した教育が受けられるようにすることも必要です。

なお、教育分野においては、GIGA スクール構想^{*16}による1人1台端末の実現をはじめとするICT^{*15}環境整備が進展してきたところです。これにより、デジタル化の第一段階である、紙の書類をデジタル化するなどの「デジタイゼーション」の準備は整ったところです。今後、第

2段階として、業務プロセスをデジタル化するなどの「デジタルライゼーション」への移行を着実に進め、ICT^{*15}を効果的に活用した探究的な学びやデジタル化で業務・組織を変革する第3段階「デジタルトランスフォーメーション」を目指します。

(3) 学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携・協働

学校は、一人一人の個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能や学ぶ意欲をしっかりと身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくという役割があります。

家庭は、教育の原点であり、家庭教育は全ての教育の出発点です。子どもに社会生活を送るために必要な習慣を身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが求められます。

地域は、社会の基本的単位である家庭を支えるとともに、大人や異年齢集団の中での交流を通じた様々な体験の積み重ねによる人間性の育成など、子どもが家庭・地域の中で役割を果たし、自立した個人として成長する上で、非常に大きな役割を担っています。

企業は、学校等と連携した職業教育^{*27}・キャリア教育^{*12}への協力、企業等としての教育力や資源を活用した取組、社員のワーク・ライフ・バランス^{*28}の確保のための取組等により、社会的責任として、地域社会の教育力向上のため、役割を担っていくことが求められています。

学校・家庭・地域・企業等それぞれの本市教育における役割を再度見直し、まずは各々の役割を確実に果たすとともに、積極的に他に働きかけて成果を増幅させるなど、連携や協働を図りながら施策を推進します。

(4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

本市には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、古代から近代史に至る独自の歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材などの教育的資源も豊富です。また、地域全体で子どもたちを育てるといった伝統的な地域の教育力も残っています。

これらを有効活用するとともに、未来への継承を図ります。

(5) 学校規模の適正化と安全安心な教育環境の推進

学校では、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であります。

しかし、児童生徒の減少により、いくつかの学校で一定の集団規模が確保されていない現状が見られます。そのため、将来の人口推計を踏まえて、学校規模の適正化に関する協議を行い、小中学校の望ましい学校づくりを推進します。

また、学校施設等については、快適な教育環境を確保するため、学校設備の整備充実や計画的な施設修繕を行うとともに、大規模改造を実施するなど施設整備に努めます。

2 本市教育施策の方向性

「1 本市教育の取組における視点」を踏まえ、基本目標などの実現のために、今後5年間に取り組む施策の方向性を次の5点に整理します。

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

お互いの人格を思いやりの気持ちをもって尊重し、基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなどの、社会生活を送る上でもつべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。また、子どもたちが、安心して学習に取り組むためには、所属する集団の仲間による支援や助言等が不可欠です。

将来の予測が困難な時代を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性や心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力を育成する教育を推進します。

II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

子どもたちが、基礎・基本を確実に身に付けるとともに、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力を育む教育を推進します。

また、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせます。

さらに、環境教育や福祉教育などの社会の変化に対応した教育や、子ども一人一人の自立と社会参加に向けて障害の状態や教育的ニーズに応じる特別支援教育^{*11}を推進します。

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

学校において、それぞれの教育の目標が達成されるためには、学校や教職員がその役割を十分に果たし、信頼される学校づくりを進める必要があります。また、地方創生の観点から、「次世代の学校」として、学校と地域が連携・協働し、学校を核として地域を活性化していくことが不可欠であるとの考えから、地域とともにある学校づくりが求められています。

さらに、信頼される学校づくりの推進に当たっては、校長のリーダーシップの下、学校における働き方改革の推進や教職員の更なる資質向上、安全・安心な環境づくりなどにも取り組みます。

また、これまで策定した「指宿市望ましい学校環境整備計画」や「指宿市望ましい学校づくり基本方針」をもとに、喫緊の課題である学校規模の適正化について取り組みます。

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育の振興において、地域が担う役割は大きいものがあります。

本市には、「人の子も我が子も地域の子」という言葉に表されるような、子どもを地域で育てるという風土が現在でも残っています。

今後も、青少年育成団体と連携し、伝統行事や地域行事において体験活動やボランティア活動ができる機会を提供したり、スクールガード^{*29}や学校応援活動^{*22}等による登下校の見守りなどのボランティア活動を行ったりするなど、子どもを地域全体で守り育てる温かい環境づくりを促進します。

第4章 今後5年間に計画的に取り組む施策

また、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互に連携・協働して行う「地域学校協働活動」^{※5}を学校運営協議会^{※21}と共に推進し、地域人材育成、地域の教育力向上、地域住民の生きがいつくりや地域の活性化を促進します。

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

子どもから大人まで全ての市民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学び、その成果を適切に生かし活躍できることは豊かな人生を送ることにもつながります。

このため、生涯学習施設の充実や、人材育成を担う社会教育関係団体の機能強化を図るための育成支援に取り組む必要があります。

スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであり、市民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

また、文化芸術活動は、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養^{かんよう}に必要なものであることから、地域の郷土芸能や伝統行事を守り育てるとともに、様々な芸術に親しむ機会を設けます。

さらに、文化財の保存と活用については、市民や地域の団体を主体とし、「指宿まるごと博物館^{※2}構想」に基づき推進します。

3 具体的施策の展開

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ① 道徳教育の充実
- ② 生徒指導の充実
- ③ 人権教育の充実
- ④ 交流・体験活動の充実
- ⑤ 子ども読書活動の推進
- ⑥ 文化芸術活動の推進
- ⑦ 食育の推進
- ⑧ 体力・運動能力の向上
- ⑨ 健康教育の充実

II 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

- ① 確かな学力の向上
- ② 特別支援教育^{※11}の推進
- ③ キャリア教育^{※12}の推進
- ④ 幼児教育の充実
- ⑤ 郷土教育の推進
- ⑥ 教育の情報化の推進
- ⑦ 社会の変化に対応した教育の推進
 - (ア) 環境教育
 - (イ) 福祉教育・ボランティア活動
 - (ウ) 国際理解教育
 - (エ) 消費者教育・金融教育
 - (オ) 主権者教育^{※20}

III 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

- ① 開かれた学校づくり
- ② 学校運営の充実
- ③ 学校における働き方改革の推進
- ④ 市立高等学校の活性化
- ⑤ 教職員の資質向上
- ⑥ 学校規模の適正化と安全・安心な学校づくり

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

- ① 地域を支える次世代の人づくり
- ② 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり
- ③ 家庭の教育力の向上

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

- ① 生涯学習環境の充実
- ② 生涯スポーツの推進
- ③ 競技スポーツの推進
- ④ 文化芸術活動の促進
- ⑤ 地域文化の継承・発展
- ⑥ 文化財の保存・活用

I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

I-① 道德教育の充実

- 子どもたちの道德心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育み、子どもの最善の利益の実現とウェルビーイング^{*1}の向上を図るとともに人格形成の根幹及び民主的な国家・社会の持続的発展の基盤を育むことが重要です。
- 学習指導要領では、伝統と文化を尊重し、未来を拓く主体性のある日本人を育成するために「特別の教科 道德」を要として、教育活動全体で推進する道德教育が重視されています。
- 道德が教科化され、各学校では、道德教育全体計画の策定や道德教育推進教師の指名など、教育活動全体での取組が充実するとともに、「特別の教科 道德」の考えが浸透し、授業では「考え、議論する」姿が見られるなど、教職員の指導力向上の成果が表れています。また、社会全体で児童生徒の道德性を高める取組が推進され、保護者や地域の関心も高まっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 子どもたちの道德心を培い、正義感、責任感、自他の生命の尊重、他者への思いやり、自己肯定感、人間関係を築く力、社会性などを、学校教育活動全体を通じて育みます。
- 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、「特別の教科 道德」を要とした道德教育を推進します。
- 家庭や地域社会との連携を深め、児童生徒の道德性を育む取組が社会全体で進められるようにします。

【3 主な取組】

- 道德教育の全体計画（別葉を含む）や年間指導計画の見直しと作成を行い、道德教育推進のための校内体制の整備を図ります。
- 「特別の教科 道德」において「考え、議論する道德」の実現に向けた授業改善や児童生徒の良さを認め励ます評価が行われるよう、各種研修の充実・改善に努めます。
- 「特別の教科 道德」の授業を充実させるために、多様で効果的な指導方法の工夫を行い、評価の方法について研究や実践を進めます。
- 総合的な学習の時間や特別活動などを活用し、ボランティア活動や体験活動など豊かな体験を通して心を育む特色ある教育活動を更に推進するとともに、「特別の教科 道德」と関連させることにより、教育活動全体での道德教育の充実を図ります。
- 郷土教育資料「ふるさとの心」、「不屈の心」等の各種資料の活用を積極的に促すことや各地域で伝統的に引き継がれてきた文化や芸能なども活用し、道德教育の充実に努めます。

I-② 生徒指導の充実

【1 現状と課題】

- いじめや暴力行為等の問題行動、インターネットやスマートフォン及び携帯電話に伴う課題に、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して対応することが必要です。
- 不登校児童生徒の社会的自立に向けて、一人一人の実態に応じた支援を行うために、学校、家庭、関係機関等と連携したチーム学校としての取組を一層充実することが必要です。
- 市教育委員会と学校及び保護者等が連携することやいじめの正確な認知を行うこと等が求められています。
- 全国的に小・中・高校生の自殺者数は増加傾向であり、「SOS の出し方に関する教育」を含む自殺予防教育を進めるとともに、教職員一人一人が児童生徒の心の叫びを受け止める力を向上させ、学校内外の連携に基づく自殺予防のための組織的な体制づくりを進めることが必要です。
- インターネット上の問題行動の未然防止に努めるとともに、情報通信機器の適切な使用を啓発するための情報モラル教育^{*17}が必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的としています。この目的を達成するために、児童生徒一人一人が自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち「自己指導能力」を身に付けられるように努め、ウェルビーイング^{*1}の向上を図ります。
- 生徒指導提要进行を踏まえ、生徒指導の実践に当たっては、課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校・教職員がいかにかそれを支えるかという発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけを行います。
- 全ての児童生徒にとって、安心して学べる場所になるよう、魅力ある学校づくりに取り組みます。
- 学校生活アンケート等のアセスメントツール^{*30}を活用し、問題行動等の早期発見に努めます。
- 生徒指導に関する教職員の資質向上を図るとともに、学校の生徒指導体制を充実させ、全教職員が一体となった「チーム学校」としての生徒指導に努めます。また、学校、家庭、地域、関係機関等の連携を推進します。
- 児童生徒の様々な悩みや課題に対応するため、スクールカウンセラー^{*3}やスクールソーシャルワーカー^{*4}など、専門的な知見に基づく組織的な教育相談体制の充実に努めます。
- いじめについては、「1件でも多く発見しそれらを解消していく学校こそが、家庭や地域から信頼される学校である。」という基本的な認識の下、いじめの積極的な認知、早期対応に努めます。
- SNS^{*31}を巡るトラブル等のインターネット上の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、児童生徒が被害者及び加害者とならないよう、情報モラルに関する

教育を推進します。

【3 主な取組】

- 学校が児童生徒にとって安全・安心な居場所となるため、生徒指導の4つの視点（自己存在感の感受への配慮、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を踏まえた学習指導と生徒指導の一体化を目指し、「魅力ある学校づくり」の取組を推進します。
- 生徒指導に関する研修の充実を図り、いじめの積極的な認知や不登校の未然防止、早期対応が図られるよう、教職員の指導力の向上に取り組むとともに、管理職のリーダーシップの下で、生徒指導主任等を中心とした全教職員による組織的な指導体制を確立し、発達支持的生徒指導を推進します。
- アセスメントツール^{※30}である「学校生活アンケート」や「学校楽しいーと」^{※32}等の活用を促進し、児童生徒が抱える課題の早期発見や、教職員の情報の共有化、結果の蓄積等、効果的な活用の推進に努めます。
- いじめや不登校など、各学校の実態に即したスクールカウンセラー^{※3}やスクールソーシャルワーカー^{※4}の活用等、教育相談体制のさらなる充実と利用促進に努めます。
- 不登校児童生徒の教育機会の確保や相談体制の充実など、不登校児童生徒への支援を推進します。相談窓口やなのはな教室やツマベニ教室といった市教育支援センター、フリースクール等の民間団体についての情報を提供し、保護者や関係機関等と連携した個別指導、家庭訪問、体験活動の機会を提供することなどにより、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指せるように、組織的・継続的な支援に努めます。
- 警察との連携を進めるとともに、生徒指導に関わる様々な機関との連携にも努めます。
- 児童生徒に対する「SOSの出し方に関する教育」及び教職員等に対する「ゲートキーパー養成研修（SOSの受け止め方）」を含む自殺予防教育のさらなる充実を図ります。
- 子ども一人一人の心や体調の変化の早期発見、教育支援のきっかけづくりのために、1人1台端末を活用した毎日の心の健康観察等の取組を推進します。
- SNS^{※31}を巡るトラブル等のインターネット上の問題行動を未然に防止するため、児童生徒への指導を行うとともに、啓発資料の活用や研修会の実施などを通して、児童生徒が被害者及び加害者とならないよう、情報モラル教育^{※17}の推進に努めます。
- 教職員による不適切な指導等の根絶に向けた意識啓発や相談体制の充実にも努めます。

I-③ 人権教育の充実

【1 現状と課題】

- 「人権教育は全ての教育の基本」との認識の下、人権の意義・内容や重要性を理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒等を育成することを進めています。
- 職員一人一人が人権教育の環境そのものであるという自覚と使命感をもち、全職員が一丸となって、Mom（「見つめる」、「思いをめぐらす」、「向き合う」）の基本姿勢で児童生徒と適切に関わりながら、児童生徒の自己実現を目指した学校づくりに取り組んでいます。
- いじめ、不登校等や性的マイノリティ^{※33}への対応等、児童生徒の人権に関する様々な課題解決に資するため、学校、家庭、地域、関係機関等が一体となって、自尊感情の育成や人間関係づくり等に取り組むことが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイング^{※1}を思いやることのできる学校づくりを推進するために、全ての教育活動を通じて、児童生徒の人権尊重の精神の高揚を図ります。
- 複雑化・多様化する人権課題へ対応するため、教職員等の更なる人権意識の高揚と資質の向上を図ります。
- 「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」を踏まえ、児童生徒の権利等の理解促進や人権教育の推進、児童生徒が安心して学べる学習環境づくりなど児童生徒の権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう取り組みます。
- 「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」に基づき、全ての学校及び地域において地域の実情に即した同和教育をはじめとする人権教育に取り組み、人権尊重の視点に立った学校づくり、地域づくりを進めます。
- 学校、家庭、地域等との緊密な連携の下、積極的に社会教育における人権教育の充実に図ります。

【3 主な取組】

- 人権教育の全体計画・年間指導計画や共通実践事項等に基づいた実践について、日常的に点検・評価を行うことにより、人権教育の充実に努めます。
- 人権を取り巻く情勢が大きく変化していることを踏まえ、各種研修や人権教育研修資料等の充実に努め、教職員等の人権意識の高揚や資質向上に努めます。
- 一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識し、自尊感情を高めるとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することができる人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を図ります。
- 各教科、「特別の教科 道徳」、特別活動、総合的な学習の時間等の特質に応じた取組を推進するとともに、体験的な活動を取り入れ、人権尊重の精神の高揚に努めます。
- 保護者や社会教育関係団体等の指導者への研修会を通じて、人権についての学びの場を

第4章 今後5年間に計画的に取り組む施策

提供し、人権意識の高揚を図るとともに、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりに努めます。

- 学校・家庭・地域等が緊密な連携により、積極的に人権教育の充実に努めます。

I-④ 交流・体験活動の充実

【1 現状と課題】

- 体験活動は、子どもたちが達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりしながら、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して成し遂げる力などの非認知能力を育む有効な機会です。
- そのような中、発展する情報化社会の中で、バーチャルな世界を通じた間接的な体験が増加しており、自然や生活文化等と直接ふれあう体験が減少する傾向にあります。
- 今後、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校という場のよさを生かし、地域・家庭と連携・協働して、体験活動の機会を確保していく必要があります。
- 本市は、温暖な気候や豊かな自然、地域に根ざした伝統文化などの地域資源を有しており、「指宿まるごと博物館」^{※2}の取組をはじめ、各学校の各教科や、「いぶ好き『ふるさと学』」^{※8}等において、農業・水産業体験や自然体験、社会体験などの多様な体験活動を行っています。

【2 これからの施策の方向性】

- 体験活動は人づくりの原点であり、自己肯定感や協調性などを育みます。これが、ウェルビーイング^{※1}の向上に資するものであるとの認識の下、地域の特色を生かし、発達の段階に応じた効果的な体験活動を一層推進します。
- 本市の恵まれた自然や文化、教育的風土を生かし、小中一貫教育等において、地域・企業・青少年教育団体等とも連携しながら、地域住民や他校の児童生徒等との交流・体験活動の機会の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 各学校では「いぶ好き『ふるさと学』」等の中で、農林水産体験、社会奉仕体験、自然体験、勤労生産体験等とともに、郷土芸能の伝承や郷土に伝わる行事への参加など、校区のよさを生かした体験活動の取組を推進します。
- 家庭・地域・関係機関との連携を図り、姉妹都市の子どもたちとの交流活動、開聞岳登山や砂むし温泉、スメ体験などの指宿のよさを実感するための活動、地域での職場体験学習など、体験活動の充実に努めます。
- 各学校における体験活動について、各教科等との関連付けや年間を通じた活動の計画的な実施、事前・事後の指導を確実にを行うなどの改善・充実に努めます。

I-⑤ 子ども読書活動の推進

【1 現状と課題】

- 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要なものですが、本市では、学年段階や、小学校、中学校、高等学校と学校段階が進むにつれて本を読まなくなる傾向にあります。また、読書の質についても一層高めていく必要があります。
- 本市では指宿市子ども読書活動推進計画に基づき、学校・家庭・校区・市立図書館が連携して、読書活動の充実に取り組んできました。今後も、その成果を基盤として、読書活動を推進する必要があります。
- 学校・家庭での読書活動の充実、学校図書館の蔵書数の拡充、学校図書館と市立図書館との連携の深化など、読書を取り巻く諸環境を一層充実させる必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 指宿市子ども読書活動推進計画に基づき、学校・家庭・校区・市立図書館がより一層連携して、それぞれ独自の読書活動の積極的な推進に努めます。
- 読書指導担当教員や学校図書館事務職員の資質向上を図り、読書習慣を育むための取組や、学校図書館等を活用した読書活動を推進します。
- 児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援し、必要な情報を収集・選択・活用する能力を育成するために、学校図書館の学習センターや情報センターとしての機能の充実に努めます。
- 学校と市立図書館との連携、学校と保護者・地域の連携を通して読書環境の整備を推進します。
- 市及び市立図書館による学校や地域子ども会との連携を通して、読書推進体制の整備を図ります。
- 学校図書館事務職員の適正な配置に努めるとともに、教師、学校図書館事務職員の関係者と保護者の連携・協力を進め、多様な子どもたちの個別最適な読書環境実現に向け、読書活動に携わる人材の資質・能力等向上を図ります。
- 読書バリアフリー法を踏まえ、多様な子どもたちの読書機会の確保に努めます。
- 市立図書館と学校図書館では、ICT^{*15}を積極的に活用し、デジタル社会に対応した読書環境の整備に努めます。

【3 主な取組】

- 各学校において、朝の読書活動、保護者・ボランティア・学校図書館事務職員・児童生徒等による読み聞かせ、読書週間におけるイベントなどを地域や家庭と連携しながら実施し、児童生徒の発達段階に応じた読書活動の推進に努めます。
- 各学校において、貸出目標冊数を設定したり、学級文庫や学年文庫の充実を図ったりするとともに、市立図書館や家庭・地域と連携しながら多彩な読書活動を推進し、自ら読書に親しむ児童生徒の育成に努めます。

- 学校図書館においては、蔵書の充実に向けた学校図書館図書標準の達成や新聞の配備など、児童生徒の「本に親しむ」環境の整備を進めます。
- 「読書センター」としての機能だけでなく、各教科等の学習活動を支援したり、学習内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、情報ニーズに対応したり、情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能など、学校図書館の機能を充実させます。
- 子ども司書^{※9}養成講座において、魅力あふれるプログラムを実施し、読書推進のリーダー育成に努めるとともに、各学校において、子ども司書養成講座の受講者の活用を図り、子どもの読書活動の推進に努めます。
- 公民館活動や家庭教育学級において、読書活動を中心とする活動の推進を図ります。
- 子ども読書活動推進計画を推進します。
- 「家庭でのおよこ一冊読書」、「1日20分程度の読書」を推進し、読書の習慣を身に付けられるように努めます。
- ブックスタート事業に継続して取り組みます。
- 保育所、幼稚園や認定こども園での読書活動、その他の公共施設での読書活動や自治公民館を中心とした読書活動など地域における読書活動の推進を図ります。
- ボランティア等の育成、研修事業の実施、自主的な活動の支援など地域の力を生かした読書活動の推進を図ります。
- 地域子ども会活動での読書活動に努めます。
- 子どもの読書を推進するための児童サービスや中高生向けにメディアミックス作品などをはじめとする多様なジャンルの蔵書を増やすなど、市立図書館における読書活動の推進に努めます。
- 「子ども読書の日」^{※34}等を中心とした広報啓発を推進し、実践化を図ります。
- 図書館だより等啓発事業の実施、図書館行事等の実施、ホームページ、SNS^{※31}や広報紙の活用などによる啓発や広報に努めます。
- 多様な子どもたちの読書機会確保のため、LLブック、布の絵本といったアクセシブルな書籍等の収集や、市立図書館職員、学校教諭、学校図書館事務職員、保育士、幼稚園教諭などに向けて読書バリアフリーに関する研修機会確保に努めます。
- 公立図書館と学校図書館において、ICT^{※15}機器の活用や図書サービスのデジタル化の検討などデジタル社会への対応に努めます。

I-⑥ 文化芸術活動の推進

【1 現状と課題】

- 個性豊かな文化の継承・発展・創出のためには、先人の残した文化的遺産の中に優れたものを見だし、それを生み出した精神に学び、継承し発展させることが必要です。また、国際社会で主体的に生きていくためには、我が国や地域の伝統や文化についての理解を深め、それを尊重する態度を養う教育を充実することが重要です。さらに、豊かな心や感性、創造性、感動する心などを育成するためには、子どもの文化芸術活動を推進し、ウェルビーイング^{※1}の向上を図る必要があります。
- コロナ禍により、多くの学校で文化芸術活動が制限されたことなどを踏まえ、学校行事等において、音楽や演劇等を鑑賞する機会の充実を図る必要があります。
- 「2023 かごしま総文」の開催により高まった文化芸術に対する気運が一過性のものにならないよう、将来へつなげていく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 学校において我が国や郷土の伝統と文化に関する関心や理解を深め、それを尊重し、継承、発展させる態度を育成する教育を推進します。
- 子どもが文化芸術に触れる機会を拡充するなど、伝統や文化に関する教育を推進します。
- 文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けた環境の整備を進めます。
- 表現力や創造力を更に磨き高め、見識を深めた若手が、将来、本市の文化芸術を先導する人材となるよう、機会の提供に努めます。

【3 主な取組】

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において我が国の伝統や文化芸術の理解に係る取組を推進します。
- 各学校における芸術鑑賞会等の開催を通して、子どもたちが、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動などに参加できる機会の拡充に努めます。
- 図画や作文コンクール等への参加の奨励や時遊館 COCCO はしむれ、市立図書館等で開催される企画展等の観覧促進に努めます。
- 学校行事等において、地域の郷土芸能・伝統行事の体験や鑑賞の機会の拡充に努めます。
- 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向け、協議会や関係団体と連携を図りながら、取組を支援します。
- 学校における働き方改革の一環として、文化部活動の地域連携や地域文化クラブ活動への移行に向けて取り組みます。

I-⑦ 食育の推進**【1 現状と課題】**

- 本市では、生産者、消費者、農林水産生産者団体、流通関係者、観光関係者、学校関係者、行政機関等が一体となり、学校、家庭、地域の連携・協力による食育の推進に取り組んでいます。
- 現在、すべての学校において、栄養教諭が「食に関する指導」に参画しており、食に関する指導の成果指標を設定しています。食に関する指導の全体計画に基づいた指導を推進するために、各学校に応じた体制づくりについて個別に指導し、今後も「学校給食を活用した食に関する指導の充実」を図る必要があります。
- 学校給食における地場産物の活用については、「鹿児島をまるごと味わう学校給食」などの取組等を通して、市内産食材の活用促進を図っているところです。

【2 これからの施策の方向性】

- 関係部局等と連携し、子どもたちに健康で豊かな食生活の普及と食育を推進します。
- 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るとともに、学校における食育をより効果的に推進するために、引き続き学校、家庭、地域の連携・協力による食育の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 学校における食育については、食に関する指導の全体計画や成果指標に基づき、学校教育活動全体を通じた「食に関する指導」の充実を図ります。また、栄養教諭を中核として、学校給食を活用しながら、栄養バランスや食事の重要性、心身の健康、食品を選択する能力、感謝の心、社会性、食文化などの食に関わる資質・能力の育成を図ります。
- 学校給食において、安全・安心な食材の使用や地場産物の積極的な活用を進めるため、関係機関と連携を図るとともに、引き続き、地域における生産者や食に関する知識・経験を有する人材の活用を推進します。
- 児童生徒の食に関する知識や関心を高めるとともに、食に対する感謝の念や農林水産物の生産・加工についての理解を深めるため、食農教育を推進します。
- 家庭や地域における食育の取組が推進されるよう、保護者等に対して、基本的な生活習慣や望ましい食生活の在り方等について、積極的に働きかけ、啓発を図ります。
- 地場産物を活用した給食を提供する「学校給食週間」等において、生産者・調理員・栄養教諭による食に関する授業と交流給食を実施します。
- 給食だよりなどにより、食への関心を高めるとともに、食文化などの理解を深める食育を行います。
- 給食献立の「指宿『旬』野菜の日」の取組を通して、旬の地場産物を使った行事食や郷土料理を提供します。
- 学校代表、給食センター職員、栄養教諭等で構成する献立検討委員会を通じて、安全・安心でおいしい給食づくりに努めます。

第4章 今後5年間に計画的に取り組む施策

- 食物アレルギーを有する児童生徒については、保護者、学校、学校給食センターとの3者面談を実施し、給食センターで定める対応可能な食品について、アレルゲンを除去した給食又は代替食を提供します。
- 家庭や学校へ食生活や栄養についての情報提供を行うとともに、食事バランスガイドの普及に努めます。

I-⑧ 体力・運動能力の向上

【1 現状と課題】

- 体力・運動能力の向上に当たっては、教科体育の充実を図ることはもとより、生涯にわたって運動に親しむ習慣を育むことが必要です。そのために、教科体育を中核として、授業の充実を図るとともに、運動の特性に十分に触れさせ、興味関心を高めるための機会の創出を図っているところです。
- 体育授業の意識調査によると、体育授業を「あまり楽しくない」、「楽しくない」と回答した児童生徒が一定数いることから、教員の指導力の向上を図るための研修の充実、体育授業における外部指導者の活用を進めていく必要があります。
- 本市における児童生徒の体力・運動能力等の状況調査においては、体力合計点は、改善傾向にあります。運動時間の状況は、全国平均を下回っています。また、運動する子どもとしない子どもの二極化の傾向が見られるため、今後も、運動を行うための機会を確保していく必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するために、学校・家庭・地域が連携を図りながら、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむ習慣の定着に努めます。
- 体育・保健体育の授業を中核として、運動する楽しさや喜びを味わわせたり、体力・運動能力、技能を向上させるために、研修会の充実を図ったりしながら、教員の指導力の向上に努めます。
- 体力・運動能力調査等の結果から得られる、体力・運動能力、運動習慣に対する興味・関心の状況等を踏まえ、研修会の充実にも努めるとともに、指導・助言を行っていきます。
- 児童生徒の発達段階やニーズを踏まえたスポーツ環境の整備を目指して、関係部局、関係機関等と連携を図りながら、学校・地域の実情に応じた運動部活動の改革に努めていきます。

【3 主な取組】

- 教科体育の授業力の向上や児童生徒の体力・運動能力の向上に資するために、研修会等の開催を通して、体育・保健体育の学習内容の充実、カリキュラムや指導法等の研究に努めます。
- 「主体的・対話的で深い学び」がある体育授業を実践するために、課題解決的な学習の充実を図る中で、ICT^{*15} 機器の活用やペア・グループ学習などの相互支援活動を充実させるなど、体育授業の改善を図ります。
- 運動することの楽しさや喜びを味わわせ、体力・運動能力の向上を図るために、体力・運動能力調査の結果の活用と、「一校一運動」、「体力アップ！チャレンジかごしま」^{*10} 等への取組が充実するよう働きかけます。
- 家庭・地域における子どもの運動の習慣化・日常化を図るために、体力・運動能力の向

第4章 今後5年間に計画的に取り組む施策

上に係るデータや資料を提供するとともに、学校と家庭や総合型地域スポーツクラブをはじめとする各スポーツ団体との連携を強化します。

- 児童生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の構築のために、関係団体等に対して、必要な支援・助言を求めたり、情報共有を行ったりします。

I-⑨ 健康教育の充実

【1 現状と課題】

- 現在の児童生徒には、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患、性に関する問題、喫煙・飲酒・薬物乱用、メンタルヘルスの問題など、多様な健康課題が生じています。このような様々な課題の解決を図るためには、生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことを目指した学校における健康教育の充実が重要です。
- 本市では、令和6年度の「歯と口の健康週間」及びその前後のむし歯予防推進活動実施報告によると、むし歯のない児童生徒の割合は、全国平均より低い傾向にあります。また、歯肉に炎症所見を有する児童生徒（中1，高1）の割合も高く、課題となっており、むし歯予防対策と併せて、取組をさらに推進する必要があります。
- 学校保健委員会への学校医や専門家等の参加率を向上させ、学校、家庭、地域を結ぶ組織としての学校保健委員会の機能を充実させることが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒の発達の段階を踏まえた学校保健の充実を図るとともに、学校保健を推進するための保健組織活動の充実に努めます。
- 児童生徒の健康課題に適切に対応するために、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を図るとともに、児童生徒の個別の健康課題解決に努めます。

【3 主な取組】

- 性に関する問題や喫煙・飲酒・薬物乱用、がん教育など、児童生徒の健康課題の解決に向けて、関係機関等との連携を図るとともに、体育・保健体育科や特別活動などの授業を中核として学校の教育活動全体を通じた保健教育を推進します。
- 食物アレルギーなど健康面で特別な配慮を要する児童生徒への対応については、医師の診断に基づく学校生活管理指導表を活用するとともに、危機管理マニュアル等の整備や校内研修を実施し、全職員で共通理解を行った上で、組織的な体制の構築に努めます。
- 学校医や専門家等との連携をさらに深め、効果的な保健活動につなげるため、学校保健委員会の開催方法の工夫や内容の充実に努めます。
- 学校保健に関する各種研修会・講習会については、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関に協力を仰ぎながら、内容を充実させ、教職員の指導力向上を図ります。
- 学校保健に関する調査を通して、保健教育や保健管理など好事例等の普及啓発を図ります。

Ⅱ 未来を切り拓くための能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進

Ⅱ－① 確かな学力の向上

【1 現状と課題】

- 各学校では、教育基本法等の関係法令や学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図る教育が展開されています。
- 学力の状況としては、令和7年度全国学力・学習状況調査において、小学校は、県平均より低く、中学校は、一部の教科で県平均とほぼ同等の結果となっているものの、全体として学力の定着は不十分であると言えます。また、「学びに向かう力、人間性等」の土台ともいえる自己肯定感、主体性といった「非認知能力」については、県平均を下回る項目があるなど、課題も見られます。
- これからの予測困難な時代を生きる児童生徒には、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくため、これまで以上に主体性、協働性、創造性といった資質・能力や、自ら問題を発見し解決していく力などが必要であるとともに、これらがウェルビーイング^{*1}の向上に資するとの認識の下、その育成に向けた授業改善が急務となっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒の学力・学習状況を全国学力・学習状況調査や鹿児島学力・学習状況調査、標準学力調査（NRT）などの客観的な調査に基づき的確に把握し、本県の実態に応じた学力向上策を推進します。
- 学力向上に向けて児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度を育成する観点から、学習者が主体となる「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進します。
- 児童生徒の学力と教員の指導力の向上を図る取組を推進するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組を推進します。
- 教科等固有の見方・考え方を働かせて自分で考え表現する力、困難を乗り越え、ものごとを成し遂げる力や自己肯定感などの、いわゆる非認知能力も含めて、時代を切り拓く児童生徒に求められる資質能力を育成するため、学校全体で学力向上に向け組織的に取り組むなど、学力向上のPDCAサイクル^{*39}の充実にに向けた取組を推進します。
- 学校段階間・学校種間及び学校と社会との連携・接続を図りつつ、各学校段階を通じ、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力の育成、幅広い知識と教養、専門的能力、職業実践力の育成を図ります。
- PTAと連携して、家庭学習の方法を見直しながらその習慣化を図ります。
- 学校応援活動^{*22}や放課後子ども教室^{*23}と連携して、個に応じた補充指導の学習支援を図ります。
- ICT^{*15}や音声翻訳機等を活用し、帰国・外国人児童生徒が安心して学習できる環境づく

りに努めます。

【3 主な取組】

- 多様な児童生徒の状況に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実のため、1人1台端末を活用し、確かな学力の育成を図ります。
- 市教育委員会の指導主事等が計画的・継続的に校内研修の充実や「いぶすき授業ポイント5」^{※6}を活用した学習者主体の授業づくり等に向けた指導・支援に取り組みます。
- 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、学習者が主体となる「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、各学校で教科横断的な視点からのカリキュラム・マネジメントが実施されるような取組を推進します。
- 児童生徒がそれぞれの興味・関心や能力等を生かし、1人1台端末の持ち帰りにより個別最適で質の高い学びにつなげるなど、家庭学習の充実を図ります。
- 小中高連携により、授業公開や授業研究及び相互授業参観等を通じた研修会を開催し、その成果を市内の教員で広く共有することにより指導力向上を図ります。
- 指宿商業高等学校においては、生徒の学力の実態を定期的に把握し、課題を明らかにするとともに、改善に向けて計画的に学力の向上に努めます。また、外部リソースを活用した実践的な教育等を通じて、新しい時代に求められる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を含む）の育成に努めます。

Ⅱ-② 特別支援教育^{※11}の推進

【1 現状と課題】

- 国において、インクルーシブ教育システム^{※37}の構築に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で学ぶことを追究するとともに、児童生徒一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、障害の状態に応じ、多様な学びの場において適切な指導・支援や相談・支援体制の一層の充実を図ることが求められています。
- 関係機関との連携や個別の指導計画、個別の教育支援計画等の作成・活用により、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図ることが必要とされています。
- 本市においては、特別支援学級に在籍する児童生徒が、年々増加するとともに、通常の学級においても支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあります。小中学校では特別支援教育に関する校内委員会の充実を図るとともに、特別支援教育コーディネーター^{※35}の指名や特別支援教育支援員の配置により、障害のある児童生徒への支援体制が整備されつつあります。しかし、きめ細かな支援の充実や関係機関と連携した具体的な支援のあり方が今後の課題です。

【2 これからの施策の方向性】

- 障害のある児童生徒に対する正しい理解・認識と円滑な就学手続の推進を図るとともに、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を推進します。
- 各関係機関との連携を密に行い、就学前から学校卒業後までの一貫した切れ目ない支援体制の整備を図ります。
- 本市の特別支援教育のセンター的な役割を担う県立指宿特別支援学校との連携に努めます。特に、巡回相談を効果的に活用し、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導・支援体制の整備を図ります。

【3 主な取組】

- 学校間連携を通して、障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に対する個別の指導計画、個別の教育支援計画等の作成・活用を促進するとともに、特別支援教育コーディネーターの資質の向上や校内支援体制の整備・充実を図ります。
- 特別支援教育に関する校内委員会の充実を図るとともに、県立指宿特別支援学校や保健センター等の関係機関との連携を深めながら、市教育支援委員会における適切な就学指導を推進します。
- 学校の実態を踏まえて特別支援教育支援員の配置を行うとともに、効果的な活用を図ります。
- 市特別支援教育コーディネーター研修会や市特別支援教育支援員研修会など、各種研修会等の機会を通して、教員等の指導力の向上を図ります。

Ⅱ-③ キャリア教育^{※12}の推進

【1 現状と課題】

- 小学校では、地域の事業所を訪問し、直接話を聞くことで職業への理解を深めています。
- 中学校では、職場体験学習を通してキャリア教育を充実させています。
- 高等学校では、職場体験学習や「株式会社指商」^{※7}の運営を通してキャリア教育を充実させています。
- 児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、「社会的・職業的自立」に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成する取組を通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進し、ウェルビーイング^{※1}の向上を図る必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を、学校の教育活動全体を通じて推進し、「キャリア・パスポート」^{※13}等を活用し、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会を構成する一員として自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促進します。
- 子どもたちが自分の生き方、働き方について考え、勤労観や職業観を自ら育み、自己実現を図るためのキャリア教育の充実に努めます。
- 教職員にキャリア教育の意義と必要性を十分理解させるための研修を充実させます。
- 勤労観・職業観等を育成するため、事業所や商工会議所などの関係機関との連携強化を図ります。

【3 主な取組】

- 小学校から高等学校まで、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などを充実していくために、「キャリア・パスポート」の定着を図ります。
- 各学校において、キャリア教育に関連の深い教科等を基に全体計画を作成するように指導します。
- 学校及び地域の企業、関係機関との連携を図り、キャリア・スタート・ウィーク（職場体験学習）の充実を図ります。
- 体験活動では、事前・事後指導と直前・直後指導との指導目的を区別して指導します。
- 中学校において、生徒会活動や委員会・係活動など、役割や立場で責任を果たす日常の活動の積み上げにより、教育活動を通じたキャリア教育を推進します。
- 指宿商業高等学校においては、「株式会社指商」の取組や「指商デパート」の開催、職場体験学習を通して、地域に学び地域とともに生きる心や感謝の心を育み、望ましい勤労観や職業観を養います。

Ⅱ－④ 幼児教育の充実

【1 現状と課題】

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼児教育の内容の改善・充実を図るとともに、幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質の向上を図るための取組の推進が求められています。
- 幼稚園等では、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨に沿った教育・保育に取り組むことに加え、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、小学校教育との円滑な接続を図るよう求められています。
- 世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも、身近に相談できる相手がいないなど、家庭教育を行う上での課題が指摘されており、子育てに喜びや生きがいを感じ、子どものよりよい育ちを実現できるような子育て支援が求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 幼稚園や保育所、認定こども園（以下「幼稚園等」という。）がそれぞれの特色ある幼児教育を実施できるように、関係機関との連絡を密にし、幼児教育の向上に努めます。
- 特別な配慮を必要とする子どもを含む全ての子どものウェルビーイング*¹を高めるという観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、遊びを通して育まれる「自立心」や「協同性」などの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼稚園等と小学校等が連携・協働した取組の一層の推進を図ります。

【3 主な取組】

- 幼児教育の充実を図るため、家庭や地域、関係機関等との連携強化に努めます。
- 幼保小合同で「授業参観・保育参観を通じた研修会」や「子ども理解のための連絡会」等の日常的な連携を深め、適切な就学指導に努めます。
- 子どもの発達段階や学びの連続性を踏まえ、小学校教育との円滑な接続を図るため、幼児と児童の交流や教員の情報交換、小学校におけるスタートカリキュラム*¹⁴（幼児期と児童期をつなぐ教育課程）の充実を図り、小学校入学当初においては複数の教科を関連させたり、弾力的な時間割を設定したりするなどの工夫に努めます。
- 発達段階の連続性を踏まえ、教育課程の編成・実施を幼保小の協働によって推進し、幼保小の架け橋プログラム*⁵¹の実施を目指します。

Ⅱ－⑤ 郷土教育の推進

【1 現状と課題】

- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う郷土教育の推進が必要です。
- 郷土の歴史や文化を学ぶことで、ふるさと指宿に誇りを持ち、「指宿」の発展に尽くそうとする子どもたちを育成する必要があります。
- 観光立国推進基本法や観光立県かごしま県民条例などにおいて、観光の振興に寄与する人材の育成が掲げられています。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校において、郷土芸能の体験や郷土の歴史に関する学習、農業体験、先人の業績や生き方について学ぶ活動等の充実を図り、地域のよさを再確認し、将来にわたってふるさと指宿の魅力を語れる人材の育成に努めます。
- ふるさと指宿に誇りを持ち、未来を担う子どもたちを育成するために、教職員が指宿の文化、歴史、伝統等について理解を深め、教育実践がなされるよう、郷土教育に関する教職員の資質の向上を図ります。

【3 主な取組】

- 小中一貫教育における「いぶ好き『ふるさと学』」^{※8}を中心とした授業を通して、郷土の素材を活用しながら郷土の魅力について調べ、発表し合うなど、郷土に根ざした教育活動の充実を努めます。また、我が国や郷土の地理・歴史・伝統・文化についての理解を深めさせるための取組に努めます。
- 地域と学校がより一層連携し、授業や学校行事等で、地域に根ざした特色ある郷土教育の取組が行われるよう指導します。
- 開聞岳登山や砂むし温泉、スメ体験などの、指宿のよさを実感するための活動を推進し、「いぶ好き『ふるさと学』」の充実を図ります。
- 「いぶすきジュニア検定」^{※36}について、児童生徒の受検を推奨します。
- 時遊館 COCCO はしむれを活用した児童生徒の学習機会の充実を教育課程に反映させるとともに、時遊館 COCCO はしむれで開催される企画展等の観覧促進を図ります。

Ⅱ-⑥ 教育の情報化の推進

【1 現状と課題】

- 教育の情報化は、「GIGA スクール構想」^{※16}による児童生徒の1人1台端末や高速大容量通信環境の整備も踏まえ、VUCA^{※52}・Society5.0^{※50}時代と言われる急速に変化・発展するこれからの社会やその情報化への対応も求められています。

また、スマートフォンやタブレット端末等を始めとする情報端末、SNS^{※31}や生成AI等のサービスを活用する機会が増大する中、ネット依存や睡眠時間、視力等に係る問題、著作権の問題、外部からの情報を適切に判断し、ネット犯罪等において、被害者にも加害者にもならないための情報モラルの育成など、早期からの体系的な指導を充実させる必要があります。

学習指導要領においても、「情報活用能力」は学習の基盤となる資質・能力の一つとして明確に位置付けられ、「情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、主体的に選択し活用していく力」や「情報技術を手段として効果的に活用していく力」、「情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための情報モラル」の育成の充実が必要です。

- 旧指宿市、旧山川町、旧開聞町からなる本市においては、遠隔教育システムにより距離や時間等に制約されない教育等でICT^{※15}の積極的な利活用が期待されるものの、まだ十分に活用されていない現状です。

また、教育データやICTの効果的な活用は、やむを得ず学校に登校できない児童生徒への対応にも資するだけでなく、児童生徒一人一人に応じた学びの提供が可能になることと併せ、教職員の校務（授業準備を含む）における負担軽減にもつながることから、さらに推進する必要があります。

- 市教育委員会では、学校教育の情報化の推進に関する法律に基づく文部科学省の「学校教育の情報化の推進に関する計画（令和4年12月）及び令和5年3月に県教育委員会が策定した本県における学校教育の情報化の推進に関する施策を示した「未来を創る鹿児島『教育の情報化』推進プラン（Ver.1.0）」を踏まえ、市内で一体となって推進するための体制を整えたところです。
- 令和6年度「学校における教育の情報化等の実態に関する調査」（文部科学省）によると、これまでと同様、本市教員のICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合は、全国平均よりも高い状況にあるものの、授業にICTを活用して指導することや児童生徒のICT活用を指導する、情報活用の基盤となる知識や態度について指導することについて、「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合は、全国平均よりも未だに低い状況となっています。

【2 これからの施策の方向性】

- 教科指導等におけるICTの効果的な活用により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、情報や情報技術を主体的に選択し活用していく力や情報技術を手段として効果的に活用していく力の育成に努めます。
- 生成AI等、技術の発達により新たな情報技術が生み出され、今後も急速に情報社会が発

第4章 今後5年間に計画的に取り組む施策

展していくことから、それらを効果的に活用することに加え、情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくために必要な人権の尊重や危険回避、健康との関わりなどの理解と態度を育成する情報モラル教育^{※17}の充実を図ります。

- 学校間の距離等も踏まえ、遠隔教育システムを効果的に活用した授業実践の充実に努めます。
- 教育データ等の効果的な活用により、個別に最適化されたきめ細かな指導を目指すとともに、校務における活用を含めてICT^{※15}を積極的に活用した学校の事例の情報発信に努めます。
- 国及び県のICT環境の整備方針等に基づき、学校におけるICT環境整備の推進に努めます。

【3 主な取組】

- 県の教育の情報化に係る「推進プラン」を踏まえた施策の充実を図るとともに、生成AI等といった情報技術等の発達や教育の情報化の急速な進展状況を鑑み、随時、見直し等を行い、市全体で一体となって教育の情報化が推進できるように努めます。

Ⅱ-⑦ 社会の変化に対応した教育の推進

(ア) 環境教育

【1 現状と課題】

- エネルギー・環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、教育基本法に、教育の目標として「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」と規定されています。

これらの問題の解決に向けて自ら進んで取り組み、持続可能な社会づくりを担っていく人材を育成するため、環境教育を更に充実させる必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 持続可能な社会の担い手の育成及びウェルビーイング^{*1}の向上を図るため、自然財産をフィールドとして、地域や学校と連携した環境学習プログラムを構築し、地域の文化や自然の大切さなどの意識の高揚を図ります。また、学校版環境 ISO^{*38}の充実を図ります。
- 学校においては、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習の時間の中で、環境についての理解を深める学習を行うとともに、資源の有効活用や環境保全のための活動を推進します。

【3 主な取組】

- 各教科や総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動などの授業における学習や、リサイクル、ごみの分別など学校生活における活動等、教育活動全体を通して、環境保全活動及び環境教育の充実・推進を図ります。
- 地域の環境保全への参加意識を育てる環境美化活動の充実を図ります。
- 各学校において、外部人材を招いた環境教育を推進します。

(イ) 福祉教育・ボランティア活動

【1 現状と課題】

- 各学校では、総合的な学習の時間等で地域の高齢者との交流活動や福祉施設の訪問活動等を実施したり、家庭科や社会科でバリアフリーやボランティア活動などの学習をしたりしています。
- 児童生徒が乳幼児、高齢者及び介護を必要とする人の気持ちに触れたり、生活上の困難さを体験したりして、福祉や介護への関心を高め、よりよい生き方を目指していくことは極めて重要です。今後一層高齢化が進行する中で、一人一人の児童生徒に福祉や介護に関する問題意識を身に付けさせる取組を進め、ウェルビーイング^{※1}の向上を図っていくことが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒の発達段階を踏まえた、「福祉の心」を育てる教育の充実を図ります。
- 関係機関との連携を深め、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実を努めます。

【3 主な取組】

- 総合的な学習の時間や「特別の教科 道徳」等において、児童生徒の発達段階に応じ、乳幼児、高齢者、障害者に対する思いやりの心などを醸成するための指導計画作成や、教職員の指導力の向上に努めます。
- 関係団体や地域の福祉施設等との連携により、福祉やボランティアに関する体験活動の更なる充実を図ります。

(ウ) 国際理解教育

【1 現状と課題】

- グローバル化^{*26}の一層の進展が予想される中、日本人としての自覚を持ち、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、コミュニケーション能力、主体性・積極性や異文化理解の精神等を身に付け、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成するため、国際理解教育を推進することは重要です。
- 各学校では、ALT^{*18}やAEA^{*19}とのティーム・ティーチング（協力授業）による授業などを通して実践的なコミュニケーション能力を高めるための取組を行っています。今後も国の動向を踏まえながら、更に充実することが必要です。
- 学習活動の中では、体験活動や交流活動に加え、自分の考えや思いを発信するなどの活動を充実させる必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 小・中学校においては、ALTやAEA等と実際の生活場面に即したコミュニケーション等を体験することで、外国語に楽しく慣れ親しみ、海外についての興味・関心を高めていくことができるように努めます。
- これからの国際社会において自ら思考し、判断し、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができる国際感覚をもった児童生徒の育成に努めます。
- グローバル化に対応した新しい英語教育について、国の動向を踏まえた計画的な取組を推進します。

【3 主な取組】

- 国際理解教育について、実践的な授業づくりに役立つ情報を提供し、我が国と外国の文化や習慣などを比べたり、調べたり、体験したりしたことについて、議論や発表するなどの幅広い学習内容や学習指導法の充実に努めます。
- 各学校において、ALTやAEAを活用した効果的な学習指導法の充実に努めながら、外国の言語・文化に対する理解を深める取組を推進するなど、国際理解教育の充実に努めます。
- 各学校において、外国語による言語活動を通してコミュニケーションを図る資質・能力を身に付けられるよう、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を図ります。
- 総合的な学習の時間等において、国際理解教育の全体計画の一層の充実に努めます。
- 指宿商業高等学校においては、商業科目に導入している中国語・韓国語教育の充実に努めるとともに、姉妹盟約を結んでいる韓国永化国際観光高等学校との相互交流を通して、国際親善・国際理解の進展に努めます。

(エ) 消費者教育・金融教育

【1 現状と課題】

- 近年、消費者を取り巻く社会経済状況は厳しく、消費生活と経済社会との関わりが、グローバル化^{※26}、高度情報化の進展等により多様化・複雑化し、地域・家族のつながりが弱まるなか、消費者被害も多様化・深刻化しています。
このような中で、児童生徒の発達の段階を踏まえ、消費生活についての基礎的な知識や基本的な考え方を習得させることによって、資源や環境に配慮し、消費者として適切に意思決定する能力や、責任をもって行動できる能力を育成することが求められており、特に在学中に成年年齢を迎える高等学校段階での指導の充実が課題となっています。
- 学校では、学習指導要領に基づき、物やお金の大切さに気付かせるとともに、計画的な使い方などの消費生活や消費者の権利と責任などについて学習しています。
また、クレジットカードの安易な使用や消費者金融への依存による多重債務や自己破産が社会問題化していることを理解させるとともに、消費者トラブルの未然防止や自立支援なども含めた消費者行政等についても学習しています。
- 指宿商業高等学校では、関係機関等と連携し、消費者トラブルを未然に防止するための消費生活講座等を実施しています。

【2 これからの施策の方向性】

- 児童生徒が自立した消費者として健全な消費生活を送ることができるよう、学校教育段階において学習指導要領に基づき消費者教育・金融教育の充実に努めます。
- これからの変化の激しい社会において、自ら思考し判断することのできる金銭・金融感覚をもった児童生徒の育成を図ります。
- 成年年齢の引き下げに対応した契約の重要性や、消費者保護に関する指導の充実に努めます。
- 情報機器等を利用した架空請求など、多様化する問題に対応する能力を育成します。
- 外部の関係機関等と連携し、より実践的な指導の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 小・中学校において、社会科や家庭科を中心として、消費者教育を教育課程に位置付け、教科横断的な視点での取組を推進します。
- 物の大切さ、勤労の価値と意義、健全な金銭感覚、金融の仕組み、消費者保護等について理解させ、消費者として主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導計画の作成や教材の活用、教職員の指導力の向上に努めます。
- 関係機関と連携し、金銭教育及び金融教育に関する研究を推進します。
- 情報機器等を利用した消費者トラブル等について、啓発資料の活用等を通して児童生徒の指導や保護者への啓発を推進します。
- 指宿商業高等学校においては、商業に関する専門教育の中で、経済活動の仕組みや望ましい消費活動の在り方について学習を深めるとともに、株式会社指商^{※7}の活動や指商デバ

第4章 今後5年間に計画的に取り組む施策

一トの開催等を通して、責任ある行動がとれるよう資質の向上に努めます。

また、外部講師による消費生活講座など、社会の変化を乗り越え、社会で自立できる消費者教育の充実に努めます。

(オ) 主権者教育^{※20}**【1 現状と課題】**

- 主権者として、将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養^{かんよう}や、よりよい社会の実現に向けて課題を主体的に解決しようとする態度の育成が必要です。
- 公職選挙法の改正に伴う選挙権年齢引下げを受け、満18歳を迎えた高校生が、有権者として適切に行動できるよう、発達の段階において計画的な指導が行われています。
- 学校では、学習指導要領に基づき、主体的に社会の形成に参画しようとする態度や多面的・多角的に考察し公正に判断する力を育成するとともに、副教材を活用した学習を~~も~~行っています。

【2 これからの施策の方向性】

- 主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を、発達の段階等に応じて身に付けさせます。
- 地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、学習指導要領に基づき小・中・高等学校等において主権者教育の充実に努めます。
- 政治的中立性の確保に留意しながら、国家及び社会の責任ある形成者となるための、政治的教養を高める教育の充実に努めます。

【3 主な取組】

- 各学校において、主権者教育を教育課程に位置づけ、教科横断的な視点で取り組みます。
- 各教科、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等において、地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法に関する学習などについて、関係機関と連携~~を~~、模擬投票などの体験型の学習や出前授業等の主権者教育を計画的に実施します。
- 児童生徒が主体的に判断し、責任をもって意思決定できるよう、発達段階に応じた指導計画の作成や教員の指導力の向上に努めます。

Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進

Ⅲ-① 開かれた学校づくり

【1 現状と課題】

- 教職員による学校の自己評価及び保護者等による学校関係者評価の実施・公表により、開かれた学校づくりの推進とPDCAサイクル^{※39}の充実・改善が求められています。
- すべての市立学校において自己評価、学校関係者評価が実施されており、またその結果が公表されています。
- 「地域が育む「かごしまの教育」県民週間」は、全ての学校で取組が行われ、毎年多くの地域住民が参加しています。

【2 これからの施策の方向性】

- 各学校で実施している学校評価を基にした学校運営のPDCAサイクルの充実・改善に努めます。
- 家庭や地域に信頼される学校づくりを進めるため、各学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校・家庭・地域の緊密な連携を推進します。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学校全体で児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握するとともに、地域の教育資源や人材を生かし、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めます。
- 「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を一体的に推進するために、学校運営協議会^{※21}と地域学校協働活動^{※5}の連携を図ります。

【3 主な取組】

- 各学校における日頃の教育活動の情報発信や評価結果の公表など、積極的な情報公開やその結果に基づく各教科等の授業改善をはじめとする学校運営改善のための取組を推進します。
- 学力や学習状況に関する調査等の結果をもとに、各学校が校内におけるPDCAサイクルを構築するとともに、学力向上プランを作成・実施し、成果や課題を把握しながら、計画的、具体的な改善を行うよう指導します。また、学力や学習状況に関する調査等の結果を公表することにより、学校、家庭、地域が学校の課題を共有し、連携して学校改善が図られるよう具体的な取組を推進します。
- カリキュラム・マネジメントに関する研修を通して、教育課程を中心に据え、学校教育に関わる様々な取組を組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげます。
- 学校の設置者である市教育委員会として、学校からの評価報告書に基づいた支援や条件整備等の改善が適切になされるよう取り組みます。
- 11月1日から7日までを「地域が育む「かごしまの教育」県民週間」として設定し、この週間に各学校が授業参観等を実施するなど、開かれた学校づくりの取組を推進します。

Ⅲ-② 学校運営の充実

【1 現状と課題】

- 各学校の教育目標が達成されるためには、体系的な教育が組織的に行われなければならない。そのためには、管理職が社会の要請に的確に対応できる明確なビジョンの下、指導力を発揮しなければなりません。
- 予測困難な社会を生きるための資質・能力を義務教育9年間で系統的に育むとともに、いわゆる「中1ギャップ」に効果的に対応するために、小中一貫教育の充実が求められています。
- コミュニティ・スクール^{※40}と地域学校協働活動^{※5}の一体的推進により、学校と地域住民が連携・協働することで、子どもたちの学びの場を学校から地域社会に広げ、次世代の社会の担い手としての成長を支えていくことが求められています。

【2 これからの施策の方向性】

- 管理職の資質向上を図るために、管理職研修会の内容や運営を充実します。
- 学校において、教職員以外の心理や福祉等の専門スタッフ等の多様な人材が、それぞれの専門性を生かし、連携・分担して課題に対応する「チーム学校」の取組を推進します。
- 義務教育9年間を見通した系統的で連続性のある教育課程を実現するとともに、児童生徒一人一人の個に応じたきめ細かな指導・支援を充実するために、これまで全ての中学校区で実施してきた小中一貫教育を一層充実させます。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、地域学校協働活動を更に充実させ、「地域とともにある学校づくり」を推進します。

【3 主な取組】

- 管理職として社会の要請に的確に対応できるよう、明確なビジョンや実践的指導力を養うための研修の充実を図ります。
- スクールカウンセラー^{※3}、スクールソーシャルワーカー^{※4}、教育相談員、特別支援教育支援員、学校事務補助員、部活動指導員などの支援スタッフを配置し、活用を促進します。
- 学校評価や学校関係者評価等により、学校運営の改善や学校組織の活性化等を推進します。
- 「指宿市立学校における小中一貫教育に関する要綱」に基づき、小中連携・小小連携の取組を活性化させます。特に、各中学校区で、「学習者主体の授業」の実現及び目指す子ども像の達成をねらい、毎年度、各中学校区を単位とした小中合同授業研究会を実施します。
- 「社会に開かれた教育課程」の実現のために、小・中学校においては、コミュニティ・スクールとして保護者や地域住民等と情報や課題を共有するとともに、共通の目標やビジョンを設定し、「地域とともにある学校づくり」を進めます。高等学校においては、令和6年度に策定したスクール・ポリシーに基づき、地域と連携した学校運営を推進します。

Ⅲ-③ 学校における働き方改革の推進

【1 現状と課題】

- 学校における課題が複雑化・多様化する中において、学習指導要領を踏まえた教育課程等を確実に実施し、質の高い教育を持続発展させるためには、学校における働き方改革を、実質的かつ着実に推進していくことが必要不可欠です。
- 県が策定した、平成31年4月から3年間の「学校における業務改善アクションプラン」に取り組むとともに、「在校等時間の上限等に関する方針」に基づいた取組を行ってきました。
- 教職員の勤務時間管理については、各学校において統合型校務支援システム等の導入により、客観的な在校等時間の把握に努めています。

【2 これからの施策の方向性】

- 「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3分類の徹底や業務の効率化など、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進に努めます。
- 質の高い教員の確保に努めるとともに、教職員等の適切な配置を推進します。

【3 主な取組】

- 学校・教師が担う業務の適正化を図るため、3分類に基づく、具体的な対応策の好事例に関する情報を各学校と共有します。
- 教育課程について、市町村教育委員会の指導・助言の下、各学校が地域の実情等も踏まえ、学校行事の精選・重点化、準備の簡素化・省力化を含め、改善を図ります。
- 地域的特性も踏まえつつ、ペーパーレス化や研修・ミーティングのオンライン化など、各学校だけでなく、教育委員会も含めて工夫・改善を行うとともに、優良事例等について、積極的な情報提供や共有を行い、校務のDX化を進めます。
- 学校運営協議会^{*21}において、学校・家庭・地域の連携・協働による業務改善を進めます。
- 産業医等の選任を含めた労働安全衛生管理体制の充実や、教職員のメンタルヘルス対策に努めます。
- 在校等時間の把握方法等の改めでの周知・徹底を図ったり、市町村教育委員会の状況を把握したりするなど、取組状況の「見える化」を進めます。
- 教師の持ちコマ数の軽減にも資する小学校高学年の教科担任制の推進や、中学校免許外教科担任の解消など、更なる働き方改革の推進に必要な教職員定数等の確保に努めます。
- 部活動指導員の拡充（地域連携）や学校部活動の地域移行を推進します。

Ⅲ-④ 市立高等学校の活性化

【1 現状と課題】

- 指宿商業高等学校では、特色ある教育活動の継承と刷新した取組、基礎学力の定着と専門性の育成、上級資格取得、部活動の活性化等により、魅力ある高校づくりを行い、募集定員の確保と学校全体の活性化を図っていく必要があります。
- 学校教育の充実のため、教職員の指導力の向上、生徒の学ぶ意欲の向上に向けた取り組みを進めるとともに、地域との連携や特色ある教育活動を推進する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 特色ある教育課程（シラバス^{※41}）の編成と実施に努め、地域に信頼され、魅力ある学校づくりを推進します。
- 進学や就職に向けて、基礎学力の向上と専門性の育成に努めるとともに、上級資格の取得や大学等進学対策の充実に努めます。
- 地域企業と連携したビジネス教育の充実に努めます。
- 部活動のより一層の活性化を図ります。
- 教職員の資質向上を推進し、学校の活性化を図ります。

【3 主な取組】

- 流通ビジネスを実践するために、「指商デパート」や販売実習等の体験活動の充実に努めます。
- 「株式会社指商」^{※7}と地元企業等とが連携した実学によるビジネス活動、中国語・韓国語の履修及び知的財産教育を推進します。
- JR九州との連携による「ICP活動（指宿茶いっぺプロジェクト）」^{※42}を通して、おもてなしの心の醸成に努めます。
- 部活動のための環境整備を図るとともに、「指宿市スポーツ・文化振興基金」を活用して、部活動のより一層の活性化を図ります。
- 教員の指導力向上を図るとともに、生徒の能動的な学び（アクティブ・ラーニング）^{※43}を中心とした「わかる授業」の実践に努めます。
- 社会や経済の変化を見据え、地域創生や観光、AIに対応するための知識技術の実践に努めます。
- スクール・ポリシーに基づく自主的・自律的な取り組みが進められるよう、学校運営に関する学校裁量の拡大を図りながら、必要な助言・支援を行います。

Ⅲ-⑤ 教職員の資質向上

【1 現状と課題】

- 児童生徒が、基礎的・基本的な学力を含め、心豊かにたくましく生きる力を身に付けるとともに、それぞれの個性や能力を伸ばす教育が行われるよう、教育者としての使命感や責任感、高度な専門職である教員としての確かな力量など、教職員の資質を総合的に向上させることが求められており、このことが、信頼される学校づくりにもつながります。
- 学校職員の服務規律の厳正確保については、本県教育界をあげて取り組んでいます。不祥事の根絶には至っていません。学校職員一人一人が教育に携わる者としての自覚を堅持できるよう指導と研修の充実に努めています。

【2 これからの施策の方向性】

- 教職員の人事評価を一層充実させ、教職員一人一人の資質向上を図り、学校組織の活性化に努めます。
- かがしま県教員等育成指標及びかがしま県教員等研修計画に基づき、教職員研修の内容の充実、精選、効率化を図り、教職員の資質向上に努めます。
- 信頼される学校づくりのために、服務規律に関する指導の徹底を図ります。

【3 主な取組】

- 適正な人事評価を行うため、管理職研修会において、評価者としての資質向上を図ります。
- 学校内外における研修を組織的・計画的に実施するとともに、研修内容の充実を図り、教員の意欲を高め、資質の向上に努めます。特に、授業や事例を通じた研究を推進し、指導力の向上を目指します。
- 教師の質の向上を図るため、デジタル技術の活用を含めた教員研修の高度化を進め、教師の個別最適な学びや協働的な学びを支える取組を推進します。
- かがしま県教員等研修計画に基づき、研修履歴の確実な記録を行うとともに、管理職との対話に基づいた研修の受講奨励が行われるよう、適切な指導助言に努めます。
- 管理職研修会で児童生徒性暴力、ハラスメント等の根絶についての指導を毎年度行うとともに、その他の不祥事の未然防止についても、時機を捉えた指導を徹底します。

Ⅲ-⑥ 学校規模の適正化と安全・安心な学校づくり

【1 現状と課題】

- 小中学校において、学校規模の小規模化が進んでいることから、望ましい学校規模とするために、引き続き、学校の再編の検討を進める必要があります。
- 学校施設は、子どもたちが学習など学校生活で多くの時間を過ごす施設であるとともに、地震や台風などの災害時には応急避難場所としての役割も果たす施設であるため、安全・安心を確保することが必要です。
 これまで、校舎等の耐震化に注力してきましたが、建築後45年以上経過した学校施設が多くを占めることから、計画的に老朽化対策を進めていくことが必要があります。
- 多様な教育活動に柔軟に対応できるスペースの確保、少人数による指導や一人一台端末環境を支える教室環境の整備を図るとともに、障害のある児童生徒等も安心して学習・生活ができるようにするためのバリアフリー化や、トイレを洋式化する等の環境の改善、特別教室等への空調設備の設置を推進する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 「第2次指宿市望ましい学校づくり基本方針」に基づき、中学校の集約を検討するとともに、小学校についても新たな方針を策定し、望ましい学校規模とするための検討を進めます。
- 「指宿市学校施設長寿命化計画」に沿った、施設の長寿命化改良等工事に併せて、特別教室等への空調設備の整備やバリアフリー化、トイレの洋式化を進めます。
 また、災害時に避難所となる体育館の空調設備の設置についても検討します。
- 社会状況の変化に対応し、快適な教育環境を確保するため、学校設備の整備充実に努めます。

【3 主な取組】

- 学校規模の適正化の推進に努めます。
- 学校施設計画に基づき、計画的な長寿命化改良等工事を行います。
- 学校要望や施設状況を的確に把握し、危険個所の修繕等に努めます。
- 教育環境の向上を図るために、特別教室等の空調設備の整備や照明のLED化、トイレの洋式化を進めます。
- 教材等の備品については、授業等で新たに必要となる教育備品や学校運営上必要な管理備品を充実させるとともに、老朽化した備品の適正な更新に努めます。

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

IV-① 地域を支える次世代の人づくり

【1 現状と課題】

- 近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校・家庭・地域の連携及び協力を強化し、地域全体の教育力の向上に取り組む必要があります。
- 地域が育む「かごしまの教育」県民週間には、多くの地域住民が参加しており、学校、保護者及び地域の交流を通して相互の支援体制や協力関係の構築に役立っています。
- 本市の小中学校では、全校で地域住民による学校支援活動として、学校応援活動^{※22}に取り組んでおり、「地域の中の学校づくり」が進められ学校支援ボランティアの一層の活用が必要となります。
- 本市では、全ての小・中学校において、地域学校協働活動^{※5}への取組により地域と学校が連携・協働して活動できる体制が構築されてきていますが、コミュニティ・スクール^{※40}と地域学校協働活動の一体的推進については多くの学校において課題が見られます。

【2 これからの施策の方向性】

- 教職員の地域活動等への積極的な参加を促すことで、学校に対し支援を受けやすくする環境づくりに努めます。
- 次代を担う子どもたちの成長に向け、多くの地域住民や多様な団体等が連携・協働した「地域学校協働活動」を推進します。
- 多くの地域住民や多様な団体等の理解と参画を得て、市全域で「地域学校協働活動」の取組がなされるように、広報・啓発に努めます。
- 学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校を支援することで、教職員が子どもと向き合う時間の拡充が図られるよう努めます。
- 地域住民が学校を支援することで、自らの知識や経験を生かす場が広がり、生涯学習社会の実現や地域の教育力の向上が図られるよう努めます。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、地域学校協働活動を更に充実させ、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりを推進します。

【3 主な取組】

- 地域学校協働活動を推進するため、地域人材のボランティア登録を行い、人材リストの整備に努めます。
- 学校と地域の企業等との連携を深め、職場体験学習の実施や学校の環境整備、施設の点検など、学校支援活動を推進します。
- 地域コーディネーター^{※44}による学校と地域ボランティアとの円滑な連携調整を進め、学

校を支援するための活動を企画するなど、学校の求めに応じて学校支援活動の推進に努めます。

- コミュニティ・スクール^{※40}と地域学校協働活動^{※5}の一体的な推進を図るために、今後の地域と学校の連携・協働の在り方等の理解を深め、充実を図るための広報・啓発に努めます。
- 優れた知識や経験，技術等をもった地域住民が学校教育活動に参画したり，子どもたちが放課後や休日等に学習活動や体験活動等に参加したりする取組を推進します。

Ⅳ-② 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

- 学校がスクールガード^{※29}や防犯ボランティアと連携しながら、地域全体で子どもの安全確保に取り組む体制が整備されつつあります。子どもの見守り活動が形骸化することがないように、PTA、地域住民、警察をはじめとする関係機関等との緊密な連携を図り、地域や団体の範囲を広げ、学校、保護者、地域が一体となった安全管理体制の一層の充実に努める必要があります。
- 学校や通学路における登下校中の交通事故や地震・風水害等の自然災害、学校内外での不審者による事案が発生した際の初動対応や事後対応等、学校での危機管理の在り方を一層充実させていくことが必要です。

【2 これからの施策の方向性】

- 更なる地域ぐるみによる児童生徒等の安全確保に努めるため、地域のボランティア団体等と一体となった取組を推進します。
- 関係機関及び関係団体等との連携を強化し、地域全体で子どもの安全を見守る体制を整備します。
- 学校で安全教育や安全管理を推進する立場にある教職員等に対する研修会等の充実を図ります。
- 青少年の問題行動や非行を未然に防ぎ、健全な青少年を育成するために、補導活動をはじめ、相談体制の充実、健全育成運動の推進、広報・啓発活動の強化及び環境浄化活動を推進します。

【3 主な取組】

- 市児童生徒安全推進会議の開催等を通して、学校・家庭・地域・警察等の関係機関が連携し、地域全体で子どもの安全を見守る体制の整備に努めます。
- 通学路安全推進会議（スクールゾーン委員会）の設置・充実を図るとともに、学校と地域との連携・協力により、地域全体が青少年の安全を見守ることができる体制づくりに努めます。
- 警察等と連携し、不審者情報などの児童生徒の安全に関する情報の共有を図り、事件・事故の未然防止に努めます。
- 学校安全教室や避難訓練等の実施により、児童生徒に危険予測・危険回避能力を身に付けさせるための安全教育を積極的に推進します。
- 学校安全活動状況調査を通して、学校における防犯教室等の実施状況に応じた指導・助言に努めます。
- 「登下校防犯プラン」や「学校安全マップ」等をもとに、市教育委員会・学校、家庭、地域、警察、自治体の関係部局等の関係機関が連携し、学校や地域の実情に応じた児童生徒の安全確保体制の強化を図ります。
- 学校で防犯教室、防災教室、交通安全教室、学校安全教室等の講師となる教職員に対する研修会の充実に努めます。
- 少年育成センター補導委員^{※45}等による街頭補導、校区内補導活動及び地域パトロール活

動を充実させることにより、青少年の問題行動や非行を未然に防ぐとともに、健全かつ安全な青少年の育成に努めます。

- 有害図書等の調査及び青少年のたまり場や危険箇所・廃墟地等について現地調査を行うなど、環境浄化に努めます。

IV-③ 家庭の教育力の向上

【1 現状と課題】

- 家庭は、「子どもたちの健やかな育ち」の基盤であり、家庭教育は全ての教育の出発点とされています。乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族の触れ合いを通じて、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で、家庭は重要な役割を担っています。
- 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域社会のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、子育ての悩みや不安を抱えたまま保護者が孤立してしまうなど、家庭教育が困難な現状が指摘されています。
- 本県では、全ての家庭が円満で明るい家庭をつくれるよう、広く県民の自覚と意識の高揚を図ることを目的として、全国にさきがけ、昭和40年から毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めており、近年、家庭の教育力の重要性は増しています。

【2 これからの施策の方向性】

- 家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるため、地域ぐるみで子育てを支援する基盤の整備に努めます。
- 子どもを育てる上で不安を感じる等、身近に相談相手がない状況にある保護者を、乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目なく支援するため、家庭教育支援員等の人材養成及び活用を図ります。
- 家庭教育を支援するための学習機会の提供や相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報提供に努めます。
- 学校・家庭・地域、関係機関と連携・協働し、家庭教育支援を推進します。

【3 主な取組】

- 地域の実情に応じた地域ぐるみの家庭教育支援の取組が広がるよう、家庭教育啓発資料を工夫改善し、地域全体で家庭教育を支援していく気運の醸成を図ります。
- 「毎月23日は、家族団らんの日^{*46}」の取組が地域全体で推進がなされるように、広報・啓発に努めます。
- 家庭教育に関するニーズを的確に把握し、研修会の内容を工夫・充実させ、家庭教育を支援する人材の養成と資質向上を図り、地域での活躍の場が創出されるよう努めます。
- 家庭教育支援員や子育てサポーターを活用し、子育てサロンの運営や相談体制の整備など家庭教育に関する取組が地域全体で推進されるよう努めます。
- 発達段階ごとの家庭教育を学習する機会や場を設けたり支援したりすることで、保護者の自己教育力の向上が図られるよう努めます。
- 地域の多様な人材や世代と連携・協働し、「地域学校協働活動」^{*5}を通じた家庭教育支援活動を推進します。
- 教育・福祉・医療をはじめ、関係機関・団体等と連携・協働し、それぞれの分野の有す

る特徴や専門性を生かして、課題を抱えている家庭等への支援の充実を図ります。

- 本県の良き伝統である地域社会での人と人とのつながりや「家庭の日」の取組を生かし、家庭教育に関する取組を地域全体で推進します。

V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

V-① 生涯学習環境の充実

【1 現状と課題】

- 情報技術の高度化や少子高齢化の進行など、社会環境が急激に変化している中、市民が自己の能力を高め、生きがいを持ち、豊かで充実した人生を送るためには、「いつでも・どこでも・だれでも」楽しく自由に学ぶことができる生涯学習社会の構築を目指す必要があります。
- 生涯学習の拠点として一層の活用が求められる社会教育施設は老朽化が進み、また、通信環境や情報機器の整備が不十分なため、これらの施設の整備・充実を図ることが必要です。
- 子ども会育成連絡協議会やPTA連合会、地域女性団体連絡協議会などの社会教育関係団体に対して効果的な指導助言や支援を行い、組織機能強化を図ることが必要です。
- 障害者が、学校卒業後を含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、学習機会の提供や学習環境の整備を図る必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 市民一人一人が、生涯にわたって自ら意欲を持って学び、楽しみ、その成果が豊かな地域づくりに反映されるよう、市民と行政が一体となり、生涯学習推進の体制づくりや地域づくりの中核を担う人材の育成に努めます。
- 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実を目指し、その支援に努めます。
- 生涯学習に関する情報をデータベース化し、市民が必要な生涯学習の情報の提供に努めます。
- 社会教育施設の充実を図ります。
- 社会教育関係団体の組織機能強化を図ります。

【3 主な取組】

- 市民の学びを推進し、「いつでも・どこでも・だれでも」学べる環境づくりに努めます。
- それぞれの地域の「ふるさとのよさ」を生かした講座や、地域活動に取り組むリーダーを育成する講座を開設し、地域づくりの中核を担う人材を育成します。
- 関係機関や民間団体等と連携しながら、各種講座や指導者・講師、各種イベントなど生涯学習に関する情報を広く市民に提供します。
- 必要に応じた社会教育施設の補修や学習環境の整備等を行い、利用しやすい施設の環境づくりに努めます。
- 子ども会育成連絡協議会やPTA連合会、地域女性団体連絡協議会などの社会教育関係団体で市民が主体的に学び・企画し・実践するよう、効果的な指導助言や支援を行います。

V-② 生涯スポーツの推進

【1 現状と課題】

- 成人・子育て世代のスポーツの推進として、高齢になってからも健康を保ち、楽しく充実した生活を送るために、若いころからスポーツや運動を習慣化することが重要です。そのために、市民がスポーツや運動に親しめる機会の拡充を図るとともに、気軽に安全・安心に利用できる環境の整備が必要となります。
- 高齢者のスポーツの推進として、一人でも多くの人が高齢になってもスポーツや運動を実践できるよう、習慣化しやすい環境を整える必要があります。また、病気やケガでも簡単に実施できる運動の普及も必要です。
- 障がい者のスポーツの推進として、スポーツ推進委員会の自主事業である「出前講座」により、多くの市民にボッチャ競技をはじめとする障がい者スポーツやニュースポーツに触れ合う機会を創出しています。多くの市民が障がい者スポーツへの関心が高まるよう取り組む必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 市民が「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」気軽にスポーツに親しむことができるよう、環境の整備・充実に努めるとともに、団体や指導者、スポーツクラブの育成に努め、市民の主体的な活動やスポーツを通じた交流の促進、スポーツ実践人口の増加と競技力の向上に努めます。
- 「スポーツコミッションいぶすき」と連携し、スポーツ合宿・大会等による市外からの誘客を促進し、スポーツを通じた交流人口の拡大による地域・経済の活性化の推進を図ります。

【3 主な取組】

- スポーツフェスタいぶすき等の市民総参加型の大会の継続・見直しと各種イベントの開催のため、大会・イベントの実施による地域スポーツの推進や、幅広い年齢層が参加できるプログラムづくりに努めます。
- スポーツ推進委員の資質の向上と活躍の場を確保するため、研修会の充実、ニュースポーツ等の普及を目的とした出前講座の実施、広報紙内「スポーツ推進委員だより」による市民へのPRに努めます。
- スポーツに関する情報提供を充実させるため、広報紙の活用、市ホームページや公式LINEなどの活用、各種団体からの情報収集と提供に努めます。
- 一人でも手軽にできるスポーツを推進するため、市民ニーズに応じたプログラムの提供、スポーツ活動の充実、いぶすきスポーツクラブとの連携に努めます。
- スポーツ大会・合宿奨励金による支援やスポーツコミッションいぶすきとの連携を行いながら、スポーツの「する」「みる」「ささえる」機会の創出に努めます。

V-③ 競技スポーツの推進

【1 現状と課題】

- 本市の競技スポーツは、スポーツ協会、スポーツ少年団、学校部活動が中心となって選手育成や競技力向上を図り、これまで数多くの優秀な選手を輩出してきました。特に、スポーツ少年団活動や学校部活動では、九州大会や全国大会で活躍する選手が育ち、本市スポーツの競技水準向上に貢献してきました。
- 本市の競技スポーツを担う指宿市スポーツ協会は、競技スポーツの普及・振興と競技力の向上に取り組んでいます。しかし、活動する人の固定化や若者の加入が少ないなどの理由で、競技人口が減少してきている種目や、継続的な活動を維持することが困難な種目もあるなどの課題もあります。
- 中学教諭の働き方改革として、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を進める必要がありますが、地域に受け皿となる団体・指導者が不足している課題があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 市民の競技人口拡大を図るため、体験型のイベント等を開催し、スポーツを始める機会を創出します。
- 各関係団体と連携を図りながら、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に必要な団体・指導者の育成を目指します。

【3 主な取組】

- トップアスリートの育成を推進するため、優れた素質と意欲を有するジュニア選手については、スポーツ協会や各団体等との連携を図り、優れた指導者のもと発育・発達段階に応じて計画的な指導・育成に努めます。
- スポーツ指導者の養成と資質の向上を図るため、教育関係機関と連携を図り、指導者の資質や能力の向上を図る講習会等を開催します。
- スポーツ協会加盟団体の活動を支援し、県民スポーツ大会等に多くの選手が出場することにより競技力の向上に努めます。また、県下一周駅伝競走大会・地区対抗女子駅伝競走大会において上位の成績を目指し、運営委員会を支援するとともに、次代を担う世代の育成に努めます。さらに、優秀スポーツ選手や体育功労者等を積極的に表彰し、さらに市民に広報することにより、市民のスポーツに対する興味、関心を高めます。
- 指宿市スポーツ・文化振興基金を活用し、全国大会等に出場する選手に対し賞賜金の交付などの支援を行います。

V-④ 文化芸術活動の促進

【1 現状と課題】

- 市民の豊かな感性の涵養^{かんよう}のために、文化芸術活動の振興を図る必要があります。
- 急速に進む高齢化によって、今後、文化祭などを運営する人材が不足してくることが予想されます。これは、将来的に市民の文化芸術活動の場を確保する上での大きな課題となってきます。
- 本市の将来的な文化芸術の振興を担う児童生徒を中心とした文化芸術の技量の習得や向上の機会を創設する必要があります。
- 指宿市民会館などの文化施設は、文化芸術活動促進のために欠かせない施設です。今後、指宿市民会館の更なる活用の促進や、図書館といった老朽化した文化施設の整備を進める必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 指宿市文化協会と連携し、市民の文化芸術活動を支援し、文化振興を図ります。
- 文化芸術活動の活性化は、地域コミュニティ^{※47}の活性化をもたらし、楽しみながら人生を送るための環境づくりに寄与します。市民全体がこのような環境を享受するために、多くの人々の力を結集できるような体制づくりを図ります。
- 将来にわたる継続的な文化芸術活動の促進を実現するために、人材発掘とその育成を図ります。
- 本市の小学校、中学校、高等学校の文化部及び文化芸術活動に取り組んでいる児童生徒の意欲や興味を醸成する環境づくりを図ります。
- 文化芸術活動の拠点となる指宿市民会館などの文化施設を整備し、市民がいつでも快適に活用できる環境づくりを図ります。

【3 主な取組】

- 文化芸術活動に関わるすべての市民が、発表・鑑賞のできる機会を設けます。
- 指宿市文化協会と連携しながら文化祭やいぶすきシルバー美術展^{※48}などを開催し、市民の文化芸術の振興と創作活動の場の充実を図るとともに、指宿市文化協会の育成に努めます。
- 将来の担い手を育成するために、若い世代が文化芸術活動に親しめる環境を整え、様々な文化的行事に対して積極的に参加できるように周知・広報に努めていきます。
- 「指宿市スポーツ・文化振興基金」を活用し、児童生徒の文化芸術に関する技量の習得や向上の機会を確実に得られるための支援に努めます。
- 市民による文化施設の積極的な利活用の検討を進めます。
- 指宿市民会館は、ふれあいプラザなのはな館と一体的、複合的な活用を図り、新たな文化芸術活動の拠点となるよう努めます。

V-⑤ 地域文化の継承・発展

【1 現状と課題】

- 本市は、県内でも特に多くの郷土芸能や伝統行事が継承されている地域の一つです。市内には、地域が守り伝えてきた郷土芸能や伝統行事を活用して、世代間交流やコミュニティの活性化を行っている地域が数多くあります。一方では、地域社会の変化によって郷土芸能や伝統行事の継承が困難になっている状況も出てきています。
- 本市は、指宿市郷土芸能保存会と協力して郷土芸能の継承活動を支援していますが、地域においては少子高齢化等の社会変化に伴う後継者不足が課題となっています。
- 伝統行事は、多くの場合は地域の子ども会が主体となり守り伝えていますが、近年、少子化に伴いこれらの伝統行事の開催が難しくなっている地域もあり、今後の継承対策に取り組む必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 本市の郷土芸能や伝統行事の多様なあり方は、この地域の豊かな歴史的背景を示しています。このような地域性について市民に理解を促すことが、郷土芸能や伝統行事の継承・発展にとって必要不可欠となっています。特に、郷土芸能については、一度継承が途絶えると復活させることが極めて困難であることから、保存・継承のための方策を図ります。
- 郷土芸能や伝統行事は、地域の活性化と郷土に対する愛着の醸成に大きな役割を持つことから、市民に広く周知するよう努めます。

【3 主な取組】

- 各地域で継承されてきた郷土芸能と伝統行事の保存継承活動に市民がやりがいを持って参加できるように、指宿市郷土芸能保存会と連携して発表や研修の機会を設け、人材育成につなげるよう努めます。
- 各地域の郷土芸能と伝統行事の継承のために、「指宿まるごと博物館」※²推進事業で制作した記録映像等の利活用に努めます。
- 様々な文化的行事等の機会に、郷土芸能や伝統行事は地域の貴重な財産であり、その継承が現代に生きる私たちの責務であることを広く周知していきます。

V-⑥ 文化財の保存・活用

【1 現状と課題】

- 本市には、国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡や今和泉島津家墓所、県指定文化財山川薬園跡及びリュウガンをはじめとする貴重な遺跡や文化財が数多く残されています。このような文化財は、国・県・市、そして地域の歴史を示すものであり、郷土への誇りを醸成するものとして欠かせない存在です。市内では「指宿まるごと博物館^{※2}構想」に基づき、子ども会や高齢者学級等の「まちあるき」活動や、小中一貫教育における「いぶ好き『ふるさと学』^{※8}」など、主体的な文化財の活用が進められています。しかしながら、少子高齢化等の社会変化に伴い、文化財の保存体制の継続が大きな課題となっています。
- 本市では、指宿市文化財保護審議会に諮って、保存すべき文化財について調査研究を行い、その中から新たに文化財を指定しています。今後、未指定の文化財に関する情報を更に収集し、調査研究を実施する必要があります。

【2 これからの施策の方向性】

- 「指宿まるごと博物館構想」に基づき、市民共有の財産である文化財の適切な保存に努め、より多くの市民が歴史と文化に親しみ、ふるさとに誇りと愛着を持てるよう、郷土教育への活用を図ります。
- 今後の社会の変化に対応した、新たな文化財保護体制の構築をめざします。
- 市民の協力を得ながら、市内全域に残る様々な未指定の文化財の掘り起こしを図ります。

【3 主な取組】

- 市民の文化財愛護精神の醸成を図るために、時遊館 COCCO はしむれで指宿まるごと博物館講座^{※25}をはじめ、各種イベント、体験学習、企画展等の開催に努めます。
- 国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡や今和泉島津家墓所等の指定文化財については、保存活用計画の立案に向けての準備を進めます。
- 文化財補修等の補助金の活用を促進し、各地域に所在する文化財の保存と活用に努め、市民や観光客が文化財をよりよく活用できるようにするために、説明看板や矢印案内等の設置・充実を図ります。
- 地域の文化財に関する市民の理解を深めることで、地域をあげて文化財の保存活用を進めるための持続可能な体制づくりに取り組みます。
- 時遊館 COCCO はしむれにおいては、各自治会長などの協力を得て市内の文化財等についての調査研究に取り組みます。また、埋蔵文化財の保護のために発掘調査を実施します。その成果は、企画展等様々な形で発信し、インターネット等も活用して周知を図ります。

第5章 施策の計画的推進のために

1 学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携・協働

子どもの健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上で、学校・家庭・地域は大きな役割を担っており、これら三者が、それぞれ子どもの教育に責任をもつとともに、相互に緊密に連携・協働して取り組むことが重要です。

また、本計画においては、家庭・地域に加え、企業やNPO法人等についても人材育成や地域貢献の視点からの連携・協働が重要であることから、第4章の「本市教育の取組における視点」に「学校・家庭・地域・企業等との積極的な連携・協働」を掲げています。

これら学校・家庭・地域・企業等がそれぞれの役割を果たし、緊密な連携・協働が図られるよう、取組を推進します。

2 関係機関・関係団体等との連携・協力

現在の多岐にわたる教育課程に対応するためには、市長部局、大学、特別支援学校、NPO法人等、その他の関係機関との連携・協力が必要です。市長部局とは、食育の推進、特別支援教育^{*11}、環境教育、文化・芸術の振興、青少年育成などにおいて、担当する部局との連携・協力を図るとともに、大学や特別支援学校とは、児童生徒への教育内容や相談体制の充実、教職員の資質向上、生涯学習の推進などにおいて、高度な専門性とその機能を活用し、積極的な連携を図ります。

3 県・国との連携・協力

教育基本法第16条第1項において、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない旨規定されています。

教育における国の役割については、同条第2項において、「全国的な教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない」と規定され、また、同条第3項において、「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない」と規定されています。

これまで、県・国と連携・協力をを行いながら、教育行政に取り組んできたところですが、今後もより一層の連携・協力を図ります。

4 計画の進行管理

この計画を効果的かつ着実に実施するためには、定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠です。

このため、この計画は、5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に対応すべき新たな課題が発生し、計画に盛り込む必要が生じるなど、計画の見直しが必要となった場合には、計画途中に見直しを行い、その一部を改訂します。

用語解説**【※1 ウェルビーイング】…**

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む。

【※2 指宿まるごと博物館】…

指宿市全体を博物館にとらえ、市内にある文化財や自然、産業、各種施設、郷土芸能、伝統行事、イベント等の「指宿の宝」すべてを貴重な博物館の展示品として位置付け、それを守り、継承し、活用しながらまちづくりや人づくりに生かしていく考え方。

【※3 スクールカウンセラー】…

臨床心理士など、児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識や経験を有し、児童生徒や保護者などの心のケアや支援を行う。

【※4 スクールソーシャルワーカー】…

社会福祉士、精神保健福祉士など、福祉に関して高度の専門的知識や経験を有し、児童生徒に影響を及ぼしている学校・家庭・地域の環境の改善に向けて、学校・家庭・地域と関係機関をつなぐ調整的な役割を行う。

【※5 地域学校協働活動】…

より多くの地域住民や団体等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動のこと。

【※6 いぶすき授業ポイント5】…

「学習者主体の授業」づくりのためのポイントをまとめたもの。

【※7 株式会社指商】…

指宿商業高等学校の全校生徒が出資してつくった株式会社。事業内容は地元特産物の物品販売や地域活性化のためのイベント企画などを行う。

【※8 「いぶ好き『ふるさと学』】…

児童生徒の郷土愛を育み、ふるさと指宿の発展を願う態度を養うために、指宿市の各地域に伝わる伝統や文化、自然等について学ぶ学習。

【※9 子ども司書】…

本好きで、読書活動に意欲のある小・中学生が、まわりの友だちや家族に読書の楽しさや大切さを広めていくための役割。子どもの読書活動の推進役であり、愛称は「いぶすき司書キッズマイスター」。

【※10 体力アップ！チャレンジかごしま】…

県内の小中学校等の児童生徒の体力向上と運動習慣を育成するために、学級を単位として縄跳びや一輪車乗り等に挑戦するもの。

【※11 特別支援教育】 ……

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

【※12 キャリア教育】 ……

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

【※13 キャリア・パスポート】 ……

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育^{※12}に係る諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として各教科と関連させ、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫された学習記録。

【※14 スタートカリキュラム】 ……

小学校に入学した児童がスムーズに学校生活へ適応していけるように編成した入学当初のカリキュラム。

【※15 ICT】 ……

Information and Communication Technology の略。

通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。教育場面においては、電子教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理などが考えられる。

【※16 GIGA スクール構想】 ……

GIGA は Global and Innovation Gateway for All の略。

児童生徒への1人1台端末と高速で大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、特別な支援を必要とする児童生徒を含め、児童生徒の多彩な資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT^{※15} 環境を実現する計画。

【※17 情報モラル教育】 ……

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科の指導の中で身に付けさせる教育。

【※18 ALT】 ……

Assistant Language teacher の略。

教員と協力してティーム・ティーチング（協力授業）等を行う外国語指導助手。

【※19 AEA】 ……

Assistant of English Activity の略。

小学校で教員と協力してティーム・ティーチング（協力授業）等を行う外国語活動支援員。

【※20 主権者教育】 ……

国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成し

ていく教育。

【※21 学校運営協議会】・・・

学校運営に関して市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域の住民等が、その地域の学校の運営に積極的に参画することにより、地域住民等の意向を学校の運営に的確に反映し、一層地域に開かれた信頼される学校づくりを実現するため、当該学校の運営に関して協議する機関。

【※22 学校応援活動】・・・

学校支援ボランティアが、学校のニーズに応じて、学習や環境整備、安全確保等の支援活動を行うこと。

【※23 放課後子ども教室】・・・

児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、全ての児童を対象として、小学校の一時的に使用しない教室等を活用し、地域住民の参画を得て、学習や体験、交流活動などを行う事業。

【※24 教育基本法第3条（生涯学習の理念）】・・・

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

【※25 指宿まるごと博物館講座】・・・

時遊館 COCCO はしむれで開催され、市民の文化財愛護精神の醸成を図ることを目的とした講座。郷土の歴史や自然などを活用し、各分野の専門家を招き行う。

【※26 グローバル化】・・・

情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象。

【※27 職業教育】・・・

児童生徒が働くことの意識や専門的な知識・技能を習得することの意義を理解し、将来の職業を自らの意思と責任で選択できるよう、専門的な知識・技能を習得させていく教育。

【※28 ワーク・ライフ・バランス】・・・

仕事と生活を調和させることで、働く人が仕事上の責任と、仕事以外の生活でやりたいことや、やらなければならないことの両者を無理なく実現できる状態のこと。

【※29 スクールガード】・・・

あらかじめ学校に登録した地域住民の方が、子どもたちの登校・下校時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の監視などを行う学校安全ボランティア。

【※30 アセスメントツール】・・・

個人の能力や特性、能力に関する情報を得るために、実務・実践とは異なる方法で測定するため

用語解説

の手段・方法。

【※31 SNS】 ……

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略。
登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

【※32 「学校楽しいーと」】 ……

子どもが学校適応感といじめに関する内容を自己評価で回答する質問紙。
子どもの回答した結果を分析することで、不登校やいじめ、問題行動の未然防止などを図っていくことができ、適切な支援を検討することができるようになる。

【※33 性的マイノリティ】 ……

「好きになる相手の性別 (性的指向)」や「自分の心の性別 (性自認)」が多くの人とは異なる、少数派の人々の総称。

【※34 子ども読書の日】 ……

子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める目的で国が制定した日 (毎年4月23日)。

【※35 特別支援教育コーディネーター】 ……

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者。

【※36 いぶすきジュニア検定】 ……

指宿の自然・歴史・文化等をまとめた指宿まるごと博物館^{*1}ガイドブックを基に、小学校5年生から中学校2年生を対象として実施している検定。

【※37 インクルーシブ教育システム】 ……

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

【※38 学校版環境 ISO】 ……

省エネルギーやリサイクル、分別収集など環境に優しい学校づくりに関する行動目標を設定し、記録、点検、評価を行うことにより、児童生徒の環境保全、保護意識を高める取組。

【※39 PDCA サイクル】 ……

Plan (計画), Do (実行), Check (点検・評価), Action (改善) の4つで構成され、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくする行動プロセスの枠組みの一つ。

【※40 コミュニティ・スクール】 ……

学校運営協議会^{*21}を設置している学校のことで、指宿市立小中学校のすべてがコミュニティ・スクールとなっている。

【※41 シラバス】 …

取得単位数や年間の授業時間数、使用する教科書、学習の到達目標、各単元の大まかな内容が記されている各授業科目の詳細な授業計画。

【※42 ICP 活動（指宿茶いっぺプロジェクト）】 …

指宿（Ibusuki）茶いっぺ（Cha いっぺ）プロジェクト（Project）の略。

指宿商業高等学校の生徒が、毎週金曜日に指宿駅で行う観光客へのお茶おもてなし活動。

【※43 アクティブ・ラーニング】 …

教員が講義形式で一方向的に教えるのではなく、児童生徒が自分から進んで、お互いに協力しながら学ぶ指導・学習方法の総称。

【※44 地域コーディネーター】 …

学校のニーズや地域住民の思いを拾い集め、地域住民の参加を得ながら活動へと結びつける人。

【※45 少年育成センター補導委員】 …

補導に従事し、少年非行防止に努め、少年の健全な育成を図るため、教育委員会が任命した委員。

【※46 家族団らんの日】 …

県の「毎月 23 日は子どもといっしょに読書の日」を受けて、「月に 1 日だけでも、メディアの視聴を控えて家族の会話や本を読みましょう」という趣旨で、平成 20 年度から指宿市が独自に始めた取組。

【※47 地域コミュニティ】 …

住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

【※48 いぶすきシルバー美術展】 …

平成 2 年度から開催している、60 歳以上の方を対象とした県下有数の絵画の公募展。

【※49 ビッグデータ】 …

典型的なデータベースソフトウェアが把握し、蓄積し、運用し、分析できる能力を超えたサイズのデータ。

【※50 Society5.0】 …

サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会。

【※51 幼保小の架け橋プロジェクト】 …

子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の 5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指すもの。

【※52 VUCA】 …

「Volatility：変動性」, 「Uncertainty：不確実性」, 「Complexity：複雑性」, 「Ambiguity：曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語。